

# 第7期筑西市障害者福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

筑西市



## あいさつ



近年、我が国の障害者政策は大きく変化し、法律や制度の整備とともに福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野において、共生社会の実現に向けた取組が始まっています。令和3年6月には「障害者差別解消法」の見直しが行われ、続いて令和4年5月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちづくりが重要となっています。

本市においては、令和3年3月に『第6期筑西市障害者福祉計画』を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を基本理念として、障害のある方に対する理解のもと、各種施策に取り組んでまいりました。

本計画の策定にあたっては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を含む国の制度等の動向や本市の課題を踏まえ、今後の障害福祉サービスの必要量を計画的に確保し、安定して提供していくための計画となるよう留意いたしました。

今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、本計画に沿って障害福祉サービスや地域生活支援事業等による支援を行い、障害のある人もない人も、本市に住む全ての人がその人らしい生き方ができるよう取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご審議いただきました筑西市障害者地域自立支援協議会の皆様、関係団体及び障害者支援機関の皆様、そしてアンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

筑西市長 須藤 茂



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
(1)計画策定の背景と趣旨.....	1
(2)計画の位置づけ.....	1
(3)計画の対象.....	2
(4)計画の期間.....	2
第2章 近年の障害者福祉に係る動向.....	3
(1)国の動向.....	3
(2)県・市の動向.....	4
第3章 筑西市の障害者を取り巻く現状.....	5
(1)筑西市の人口.....	5
(2)障害者の状況.....	6
(3)アンケートから見る結果.....	11
(4)障害福祉サービスの提供実績.....	33
(5)地域生活支援事業の提供実績.....	36
(6)筑西市単独扶助事業.....	38
第4章 障害者計画.....	39
(1)計画の理念.....	39
(2)計画の基本目標.....	40
(3)計画の体系.....	41
第5章 施策の展開.....	42
基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現.....	42
基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備.....	45
基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり.....	48
第6章 筑西市障害福祉計画・障害児福祉計画.....	51
1 成果目標の設定.....	51
2 障害福祉サービス等の見込み量.....	60
第7章 計画の推進.....	78
(1)障害者の生活を支援する包括的なネットワークの構築.....	78
(2)推進体制の充実.....	79
(3)計画の進行管理体制の確立及び公表・周知.....	79
資料編.....	80
(1)策定経過.....	80
(2)筑西市障害者地域自立支援協議会設置要綱.....	81
(3)筑西市障害者地域自立支援協議会委員名簿.....	83
(4)用語解説.....	84



# 第1章 計画の策定にあたって

## (1)計画策定の背景と趣旨

筑西市では「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができまち・筑西」をめざし、令和3年度に「第6期筑西市障害者福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に力をいれてきました。

近年の障害者福祉分野では、令和5年3月に、国の第5次障害者基本計画が策定され、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的方向が定められています。

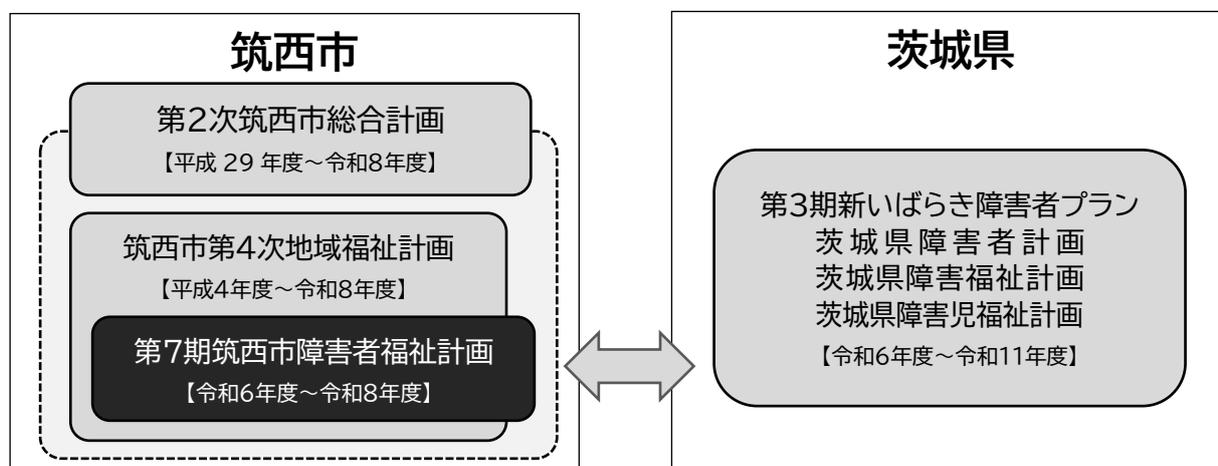
こうした国の動向等を踏まえながら、筑西市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第7期筑西市障害者福祉計画」を策定します。

## (2)計画の位置づけ

筑西市障害者福祉計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、また、改正児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

更に、市の最上位計画となる「筑西市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「筑西市地域福祉計画」の部門計画として、茨城県の「第3期新しいばらき障害者プラン」との調和を保った計画として策定します。

### ■計画の位置づけ



■障害者基本法における障害者計画の位置づけ【障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)】

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法における障害福祉計画の位置づけ【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)】

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法における障害児福祉計画の位置づけ【児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)】

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (3)計画の対象

本計画では、障害者基本法に基づき、障害の定義を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」とし、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある高次脳機能障害や難病患者も含みます。

### (4)計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお、国の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期筑西市障害者福祉計画					
		(見直し)	第7期筑西市障害者福祉計画		
					(見直し)

## 第2章 近年の障害者福祉に係る動向

### (1) 国の動向

#### ① 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

「誰ひとり取り残さない」ことを理念として掲げており、令和12年までの国際目標として、平成27年に「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。障害者との関連の高い項目では、差別解消・インクルーシブ教育・障害者の雇用が挙げられます。



#### ② 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年5月施行)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの認識のもと、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした新法が施行されました。

#### ③ 障害者総合支援法等の改正(令和4年12月成立)

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることを目的に、関連法の改正が行われています。

#### ④ 第5次障害者基本計画の策定(令和5～令和9年)

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を基本理念に、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」「安全・安心な生活環境の整備」「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」をはじめ、11の分野を柱に施策の推進を図っています。

## (2) 県・市の動向

茨城県においては、平成 27 年4月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(障害者権利条例)が施行されました。

そして平成 30 年3月には、「ノーマライゼーション」と、自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とする「第2期新しいばらき障害者プラン」が施行されました。また同年 10 月には、「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が施行されています。

更に、令和3年3月には、県におけるこれまでの取組の実績、地域の実情を踏まえ、「第2期新しいばらき障害者プラン」の見直し版を策定しています。

筑西市においては、平成27年3月に「第4期筑西市障害者福祉計画」、平成30年3月に「第5期筑西市障害者福祉計画」を策定しています。また、同年9月には、手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、共に生きる社会を実現するため、県内初となる「筑西市手話言語条例」を制定し、手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策を推進してきました。

更に、令和3年3月には第6期目となる「筑西市障害者福祉計画」を策定しています。

### ■茨城県及び筑西市の動向

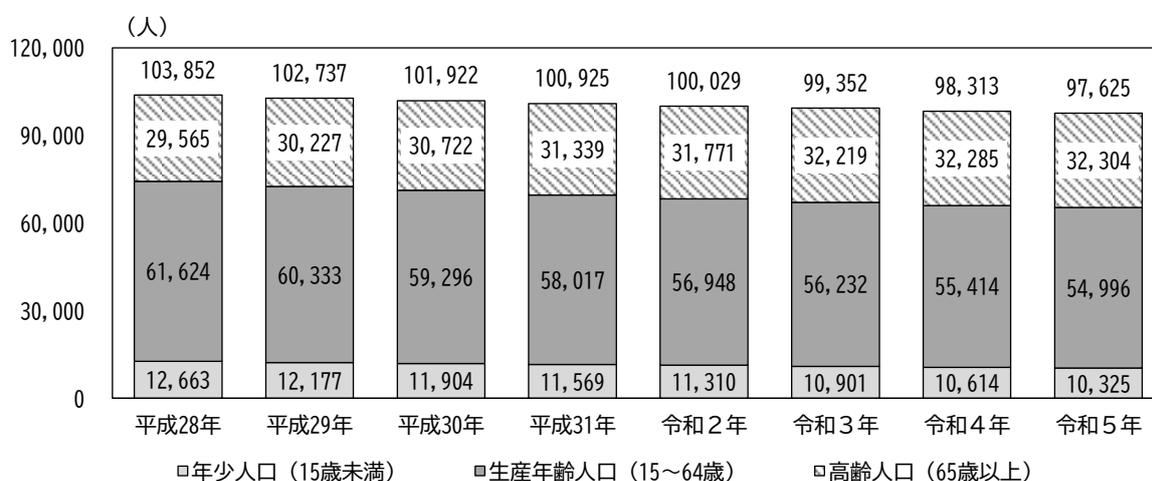
年	茨城県の動向	筑西市の動向
平成 27年3月		「第4期筑西市障害者福祉計画」策定
27年4月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(障害者権利条例)施行	
30年3月	「第2期新しいばらき障害者プラン」策定	「第5期筑西市障害者福祉計画」策定
30年9月		「筑西市手話言語条例」制定
30年10月	「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」施行	
令和 3年3月	「第2期新しいばらき障害者プラン」見直し	「第6期筑西市障害者福祉計画」策定

# 第3章 筑西市の障害者を取り巻く現状

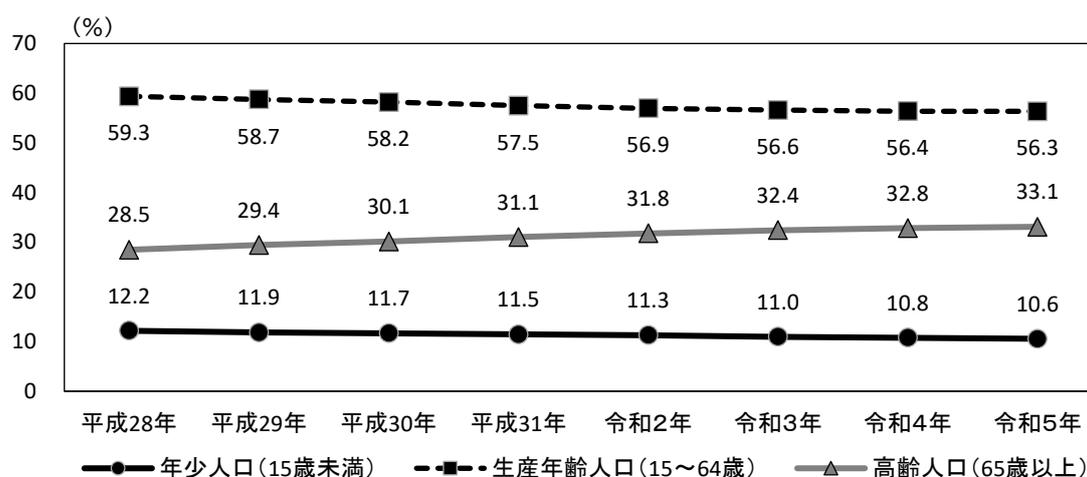
## (1)筑西市の人口

筑西市の総人口については、平成28年以降減少傾向にあり、令和5年の総人口は97,625人となっています。年齢3区分別人口についてみると、平成28～令和5年にかけて年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)が減少し、高齢人口(65歳以上)が増加しています。割合をみると、高齢人口(65歳以上)の割合は令和5年で33.1%であり、平成28年と比べて4.6ポイント上昇しています。

### ■年齢3区分別人口



### ■年齢3区分別人口割合



資料：茨城県常住人口調査(各年4月1日時点)年齢不詳除く

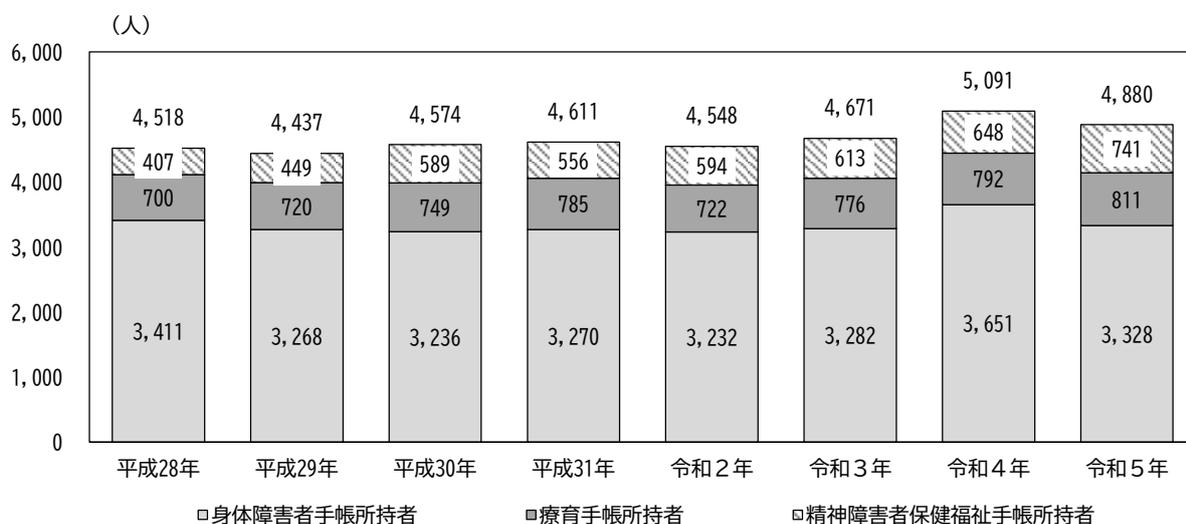
## (2)障害者の状況

### ①障害者手帳所持者の推移

平成 28～令和5年にかけての障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年をピークに減少しています。

障害者手帳所持者数及び構成比についてみると、平成 28 年と比較した手帳所持者の増加率は身体障害者手帳で 0.98 倍、療育手帳で 1.16 倍、精神障害者保健福祉手帳で 1.82 倍となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



#### ■障害者手帳所持者数及び構成比

	単位	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
身体障害者手帳	人数(人)	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	3,282	3,651	3,328	0.98倍
	構成比(%)	75.5	73.7	70.7	70.9	71.1	70.3	71.7	68.2	
療育手帳	人数(人)	700	720	749	785	722	776	792	811	1.16倍
	構成比(%)	15.5	16.2	16.4	17.0	15.9	16.6	15.6	16.6	
精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	407	449	589	556	594	613	648	741	1.82倍
	構成比(%)	9.0	10.1	12.9	12.1	13.1	13.1	12.7	15.2	
総計	人数(人)	4,518	4,437	4,574	4,611	4,548	4,671	5,091	4,880	1.08倍
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：筑西市統計要覧(各年4月1日時点)

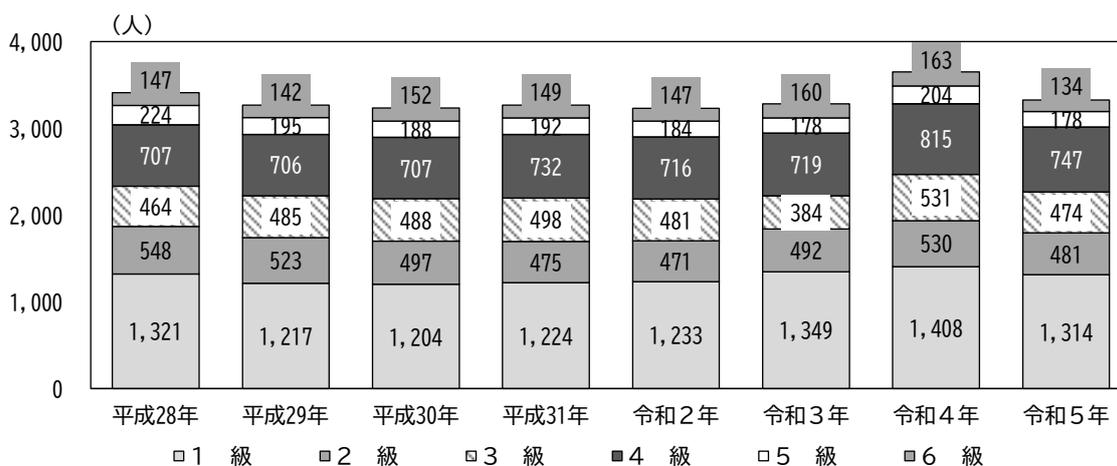
## ②身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の状況を見ると、「1級」が最も多く令和5年で1,314人となっています。平成28～令和5年の増加率をみると、「3級」と「4級」で増加傾向にあります。

年齢別の状況を見ると、令和5年で「18歳未満」が53人、「18歳以上」が3,275人となっています。増加率をみると、「18歳未満」で0.62倍、「18歳以上」で0.98倍となっています。

障害種類別の状況を見ると、令和5年で「肢体」が最も多く1,473人となっています。増加率をみると、「音声・言語」で2.00倍となっています。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



### ■身体障害者手帳所持者数(等級別・年齢別)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
1級	1,321	1,217	1,204	1,224	1,233	1,349	1,408	1,314	0.99倍
2級	548	523	497	475	471	492	530	481	0.88倍
3級	464	485	488	498	481	384	531	474	1.02倍
4級	707	706	707	732	716	719	815	747	1.06倍
5級	224	195	188	192	184	178	204	178	0.79倍
6級	147	142	152	149	147	160	163	134	0.91倍
18歳未満	86	74	76	63	44	46	56	53	0.62倍
18歳以上	3,325	3,194	3,160	3,207	3,188	3,236	3,595	3,275	0.98倍
総数	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	3,282	3,651	3,328	0.98倍

### ■身体障害者手帳所持者数(障害種類別)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
視覚	205	202	196	191	183	148	214	214	1.04倍
聴覚	312	287	296	297	293	298	345	334	1.07倍
音声・言語	19	24	24	25	20	23	34	38	2.00倍
肢体	1,828	1,678	1,642	1,603	1,595	1,645	1,676	1,473	0.81倍
内部	1,047	1,077	1,078	1,154	1,141	1,168	1,382	1,269	1.21倍
総数	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	3,282	3,651	3,328	0.98倍

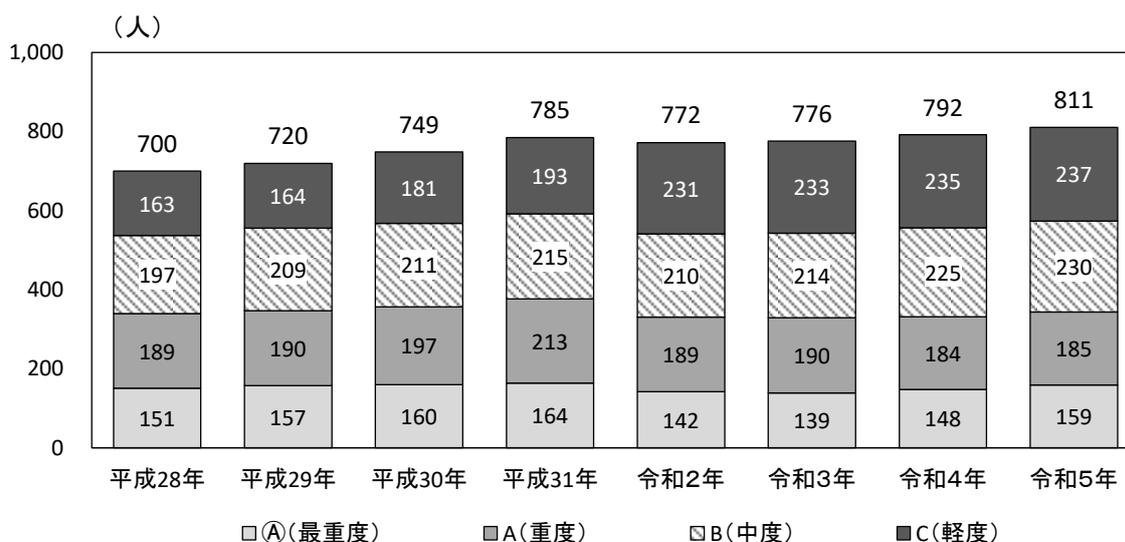
資料:筑西市(各年4月1日時点)

### ③療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数の等級別の状況を見ると、平成28年では「B(中度)」が最も多く197人でしたが、令和5年では「C(軽度)」が最も多く237人となっています。平成28～令和5年の増加率をみると、「C(軽度)」が1.45倍に増加しています。

年齢別の状況を見ると、「18歳未満」で247人、「18歳以上」で564人となっています。増加率をみると、「18歳未満」で1.38倍となっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移(等級別)



#### ■療育手帳所持者数(障害種類別・年齢別)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
④(最重度)	151	157	160	164	142	139	148	159	1.05倍
A(重度)	189	190	197	213	189	190	184	185	0.98倍
B(中度)	197	209	211	215	210	214	225	230	1.17倍
C(軽度)	163	164	181	193	231	233	235	237	1.45倍
18歳未満	179	183	190	209	229	237	242	247	1.38倍
18歳以上	521	537	559	576	543	539	550	564	1.08倍
総数	700	720	749	785	772	776	792	811	1.16倍

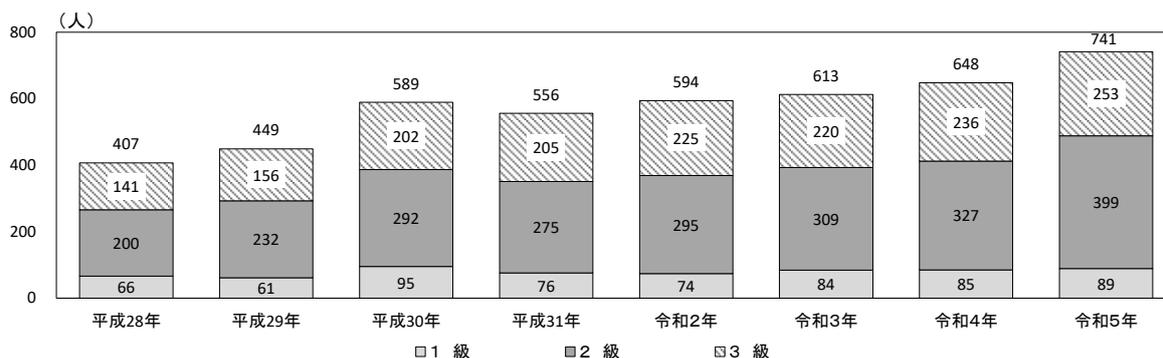
資料:筑西市(各年4月1日時点)

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況をみると、平成28～令和5年にかけて「2級」で200人から399人へ、「3級」で141人から253人へとそれぞれ大きく増加しています。

通院医療費公費負担受給者数についてみると、平成28～30年にかけて増加傾向となっていましたが、平成31年に減少し、再び令和5年に向けて増加傾向となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
1級	66	61	95	76	74	84	85	89	1.35倍
2級	200	232	292	275	295	309	327	399	2.00倍
3級	141	156	202	205	225	220	236	253	1.79倍
総数	407	449	589	556	594	613	648	741	1.82倍

資料:筑西市(各年4月1日時点)

#### ■通院医療費公費負担受給者数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
受給者数	1,355	1,409	1,691	1,184	1,239	1,327	1,428	1,407	1.04倍

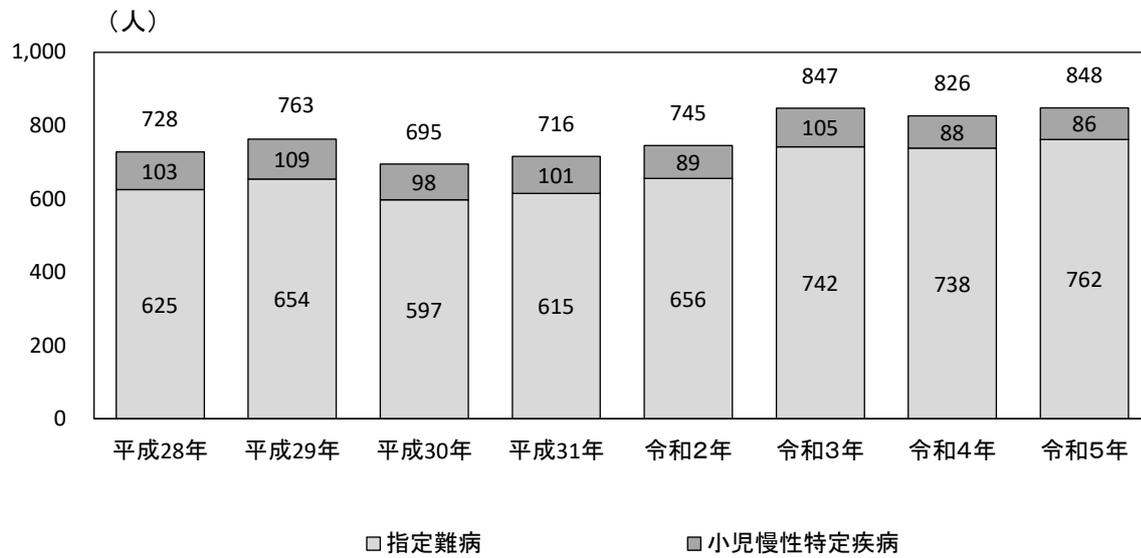
資料:筑西市(各年4月1日時点)

### ⑤指定難病患者等の状況

指定難病・小児慢性特定疾病患者数の状況をみると、平成 29 年で 763 人となっていました。平成 30 年に大きく減少し、再び令和5年に向けて増加傾向となっています。

増加率をみると、「指定難病」で 1.22 倍、「小児慢性特定疾病」が 0.83 倍となっています。

#### ■指定難病・小児慢性特定疾病患者数の推移



#### ■指定難病・小児慢性特定疾病患者数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加率 (R5/H28)
指定難病	625	654	597	615	656	742	738	762	1.22倍
小児慢性特定疾病	103	109	98	101	89	105	88	86	0.83倍
総数	728	763	695	716	745	847	826	848	1.16倍

資料：筑西市(各年4月1日時点)

### (3) アンケートから見る結果

計画の策定に向け、障害者の暮らしの状況やサービスの利用状況及び意向、障害者福祉に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得るために実施しました。

#### ① アンケートの実施概要

##### ■ 調査概要

対象地域	筑西市全域	
調査対象	筑西市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方	
対象者数	1,000人	
調査方法	郵送による配付・回収	
調査日程	令和5年8月7日～8月25日	
回収結果	有効回収数:450件	回収率:45.0%

##### ■ 調査対象者の構成

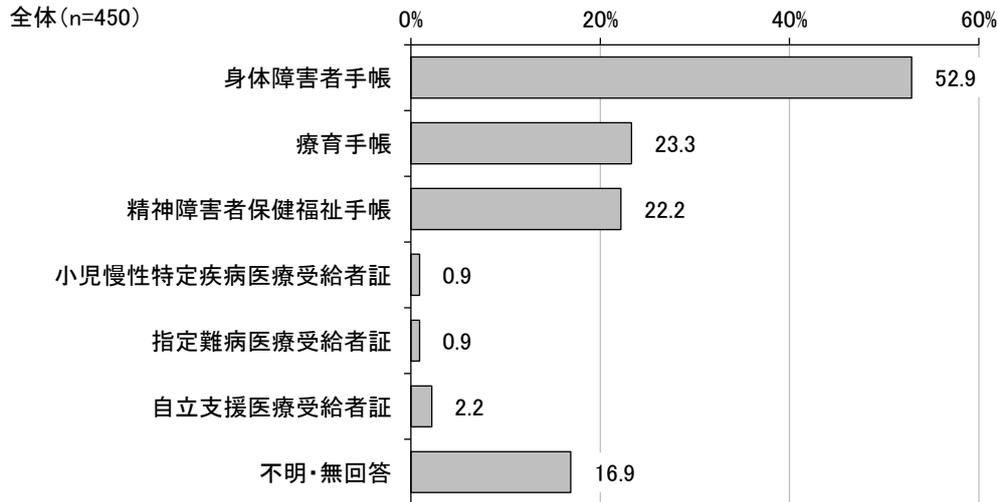
	単位	手帳所持者数	配布数	内訳	
				18歳未満	18歳以上
身体障害者 手帳所持者	人数(人)	3,328	500	29	471
	構成比(%)	68.2	50.0	23.4	53.8
療育手帳所持者	人数(人)	811	250	90	160
	構成比(%)	16.6	25.0	72.6	18.3
精神障害者保健福祉 手帳所持者	人数(人)	741	250	5	245
	構成比(%)	15.2	25.0	4.0	28.0
総数	人数(人)	4,880	1,000	124	876

## ②アンケート調査対象者について

### 【1】調査対象者について

#### ■手帳等の種類について

所持手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」が 52.9%と最も多く、次いで「療育手帳」が 23.3%となっています。



#### ■調査対象者の年齢について

年齢についてみると、全体では「70 歳代」が 18.7%と最も多く、次いで「80 歳以上」が 15.8%となっています。

障害種別にみると、身体障害では「70 歳代」、知的障害では「10歳代」、精神障害では「40歳代」が最も割合が高くなっています。

単位: %		10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明・無回答
全体 (n=450)		4.2	9.3	7.3	5.3	11.8	11.3	14.0	18.7	15.8	2.2
障害種別	身体障害 (n=238)	1.7	5.9	5.0	2.1	6.3	9.2	17.7	26.5	24.8	0.8
	知的障害 (n=105)	12.4	21.9	18.1	6.7	10.5	8.6	7.6	8.6	5.7	0.0
	精神障害 (n=100)	2.0	4.0	9.0	11.0	30.0	18.0	12.0	9.0	5.0	0.0

### ③アンケート調査結果

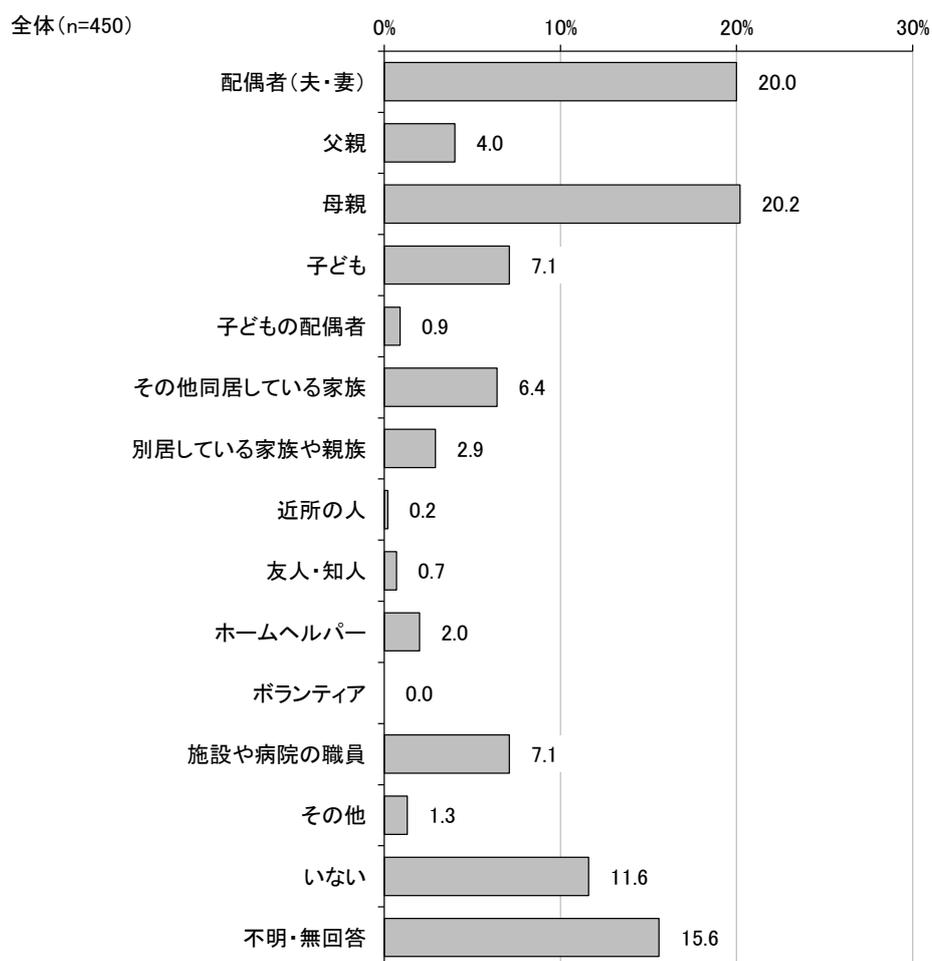
#### 【1】介助又は支援の状況について

##### ■主な介助者について

主な介助者についてみると、「母親」が 20.2%と最も多く、次いで「配偶者(夫・妻)」が 20.0%となっています。

障害種別にみると、身体障害では「配偶者(夫・妻)」、その他の種別では「母親」が最も多くなっています。

主な介助者の年代についてみると、「70代」が 23.8%と最も多く、次いで「60代」が 21.7%となっています。

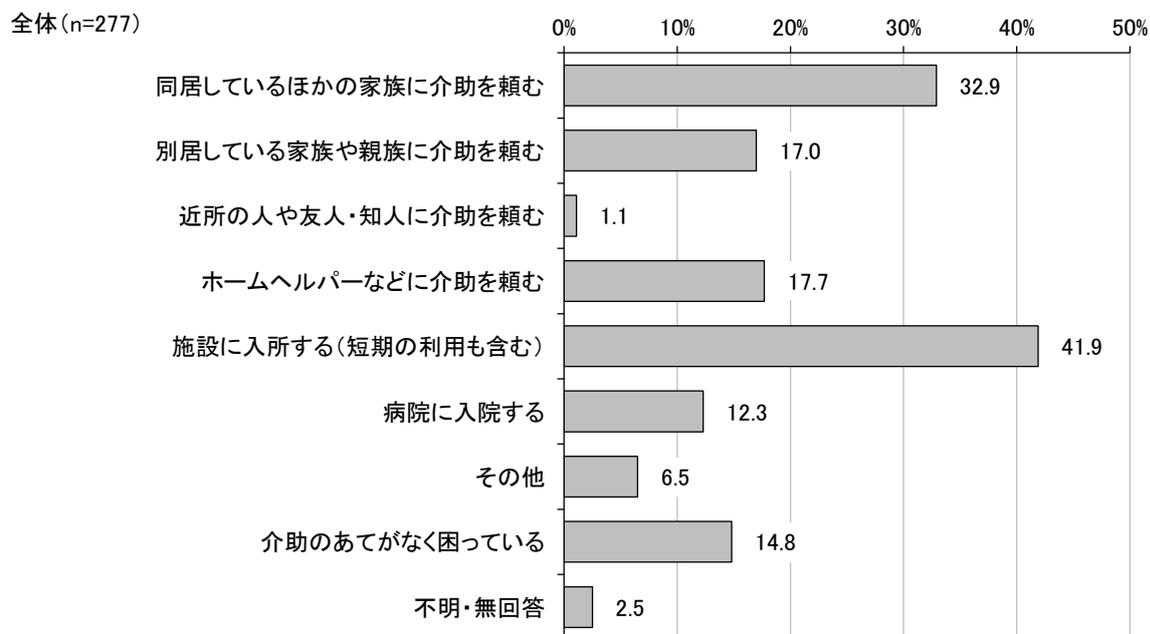


単位: %		18歳未満	19歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明・無回答
全体 (n=277)		0.4	1.1	3.6	17.0	19.1	21.7	23.8	10.1	3.3
障害種別	身体障害 (n=157)	0.6	0.6	1.9	13.4	19.8	25.5	23.6	12.1	2.6
	知的障害 (n=78)	1.3	0.0	6.4	29.5	20.5	19.2	16.7	5.1	1.3
	精神障害 (n=50)	2.0	2.0	4.0	12.0	14.0	10.0	42.0	12.0	2.0

■主な介助者が介助できなくなったときの対応について

主に介助している方が介助できなくなったときどうするかについてみると、「施設に入所する(短期の利用も含む)」が 41.9%が最も多く、次いで「同居しているほかの家族に介助を頼む」が 32.9%となっています。

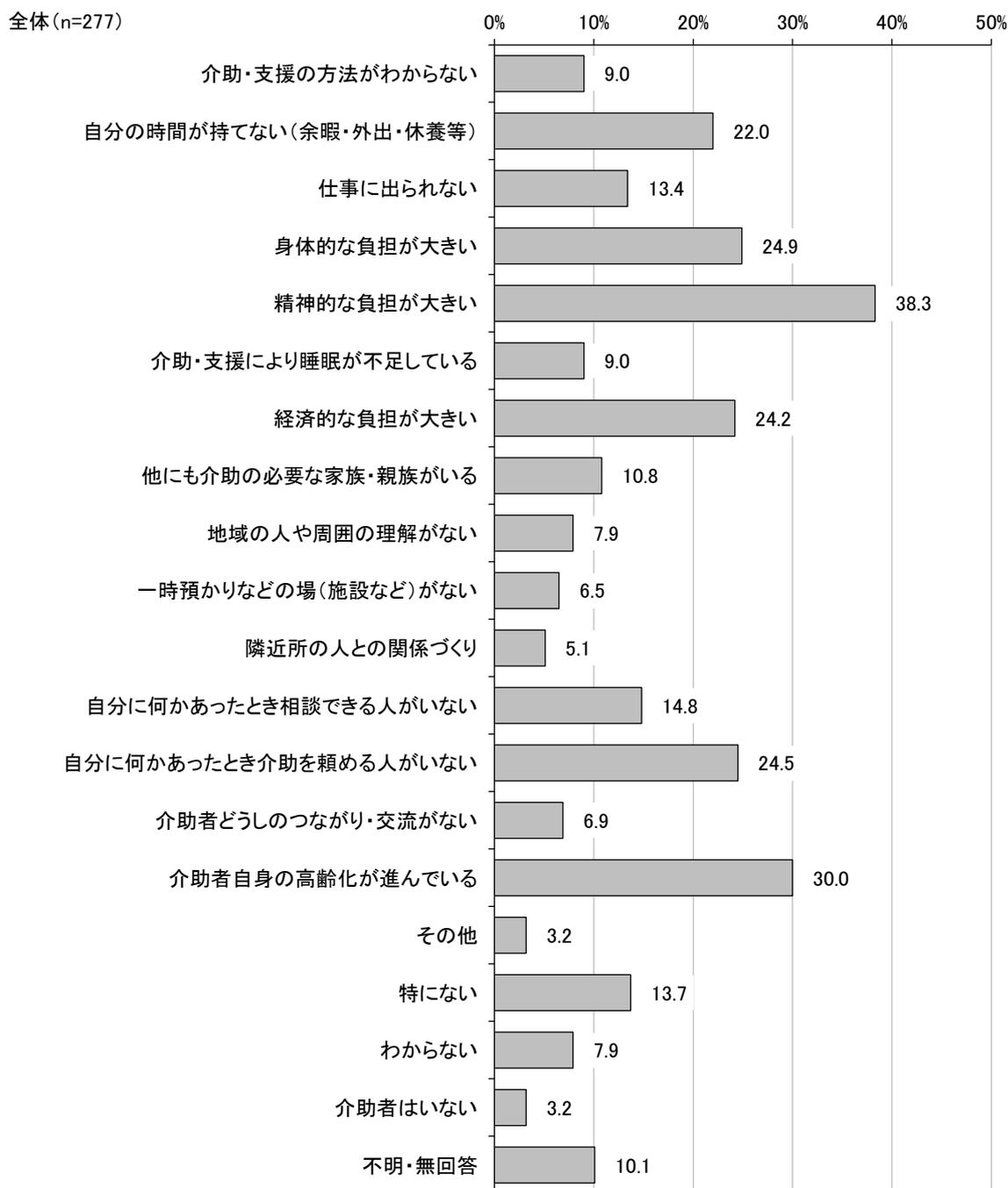
障害種別にみると、全ての種別で「施設に入所する(短期の利用も含む)」が最も多くなっています。



■主な介助者の介助にあたっての不安や悩みについて

主な介助者又は支援者の方が介助・支援にあたって抱えている不安や悩みについてみると、「精神的な負担が大きい」が 38.3%と最も多く、次いで「介助者自身の高齢化が進んでいる」が 30.0%となっています。

障害種別にみると、全ての種別で「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。

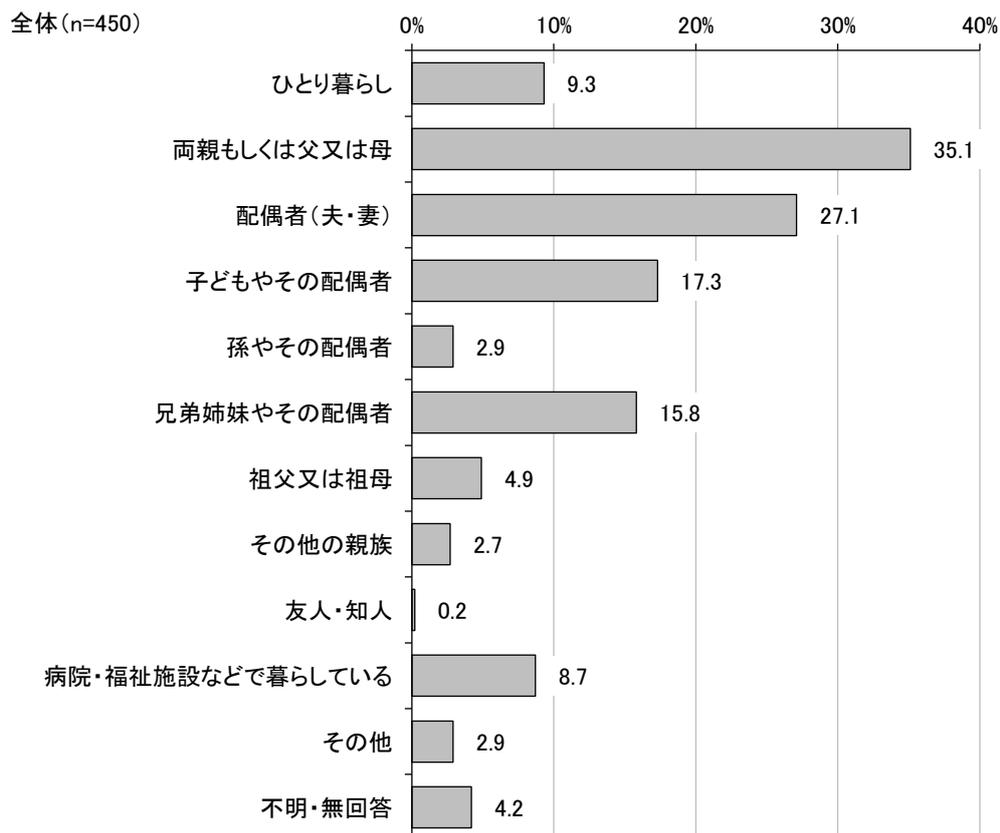


## 【2】暮らしについて

### ■現在の同居者について

現在誰と暮らしているかについてみると、「両親もしくは父又は母」が 35.1%と最も多く、次いで「配偶者(夫・妻)」が 27.1%となっています。

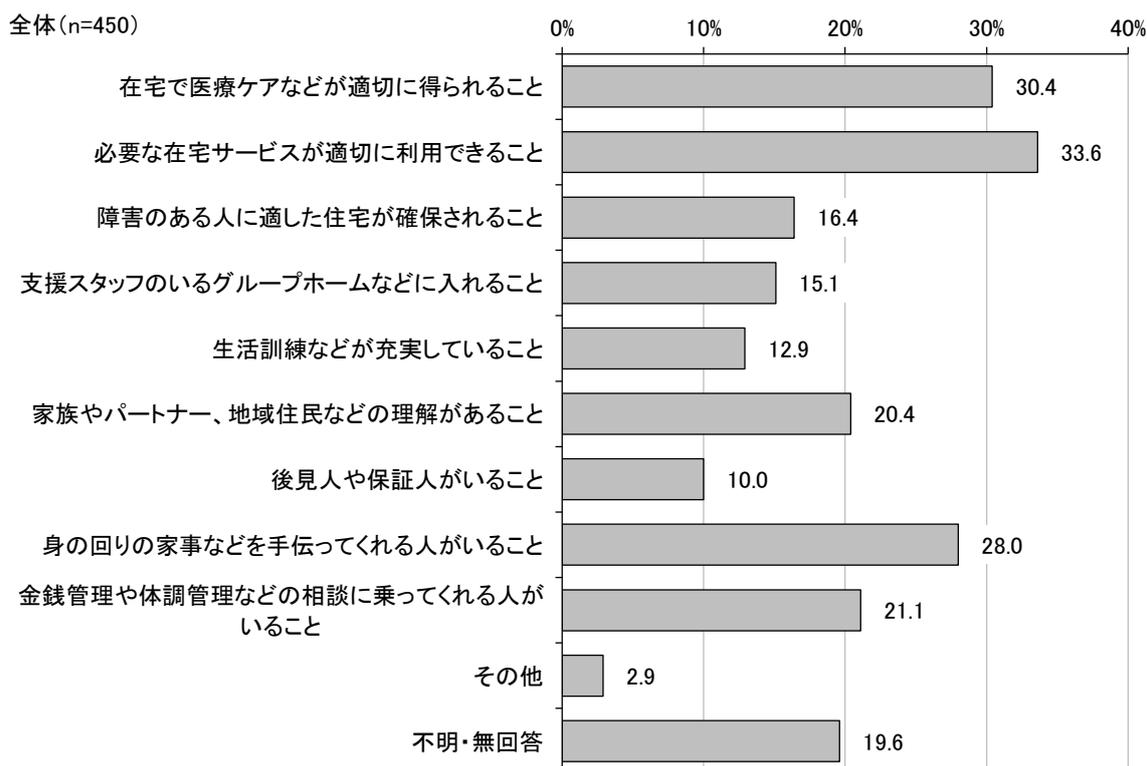
障害種別にみると、身体障害では「配偶者(夫・妻)」、その他の種別では「両親もしくは父又は母」が最も多くなっています。



### ■地域で生活していくために必要な支援について

地域で生活していくために必要な支援についてみると、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 33.6%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 30.4%となっています。

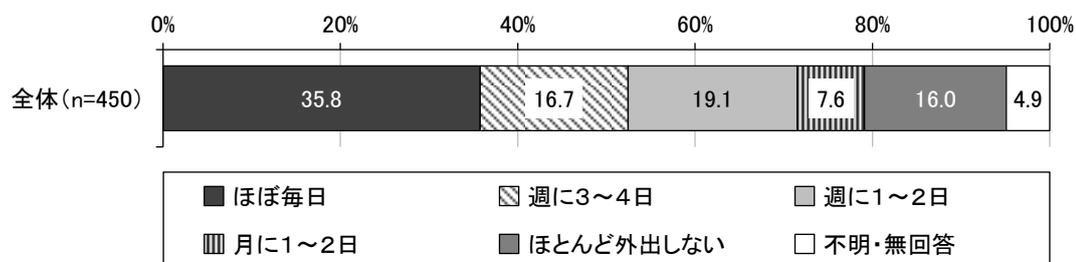
障害種別にみると、身体障害では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、知的障害では「支援スタッフのいるグループホームなどに入れること」、精神障害では「金銭管理や体調管理などの相談に乗ってくれる人がいること」が最も多くなっています。



### 【3】外出・地域活動について

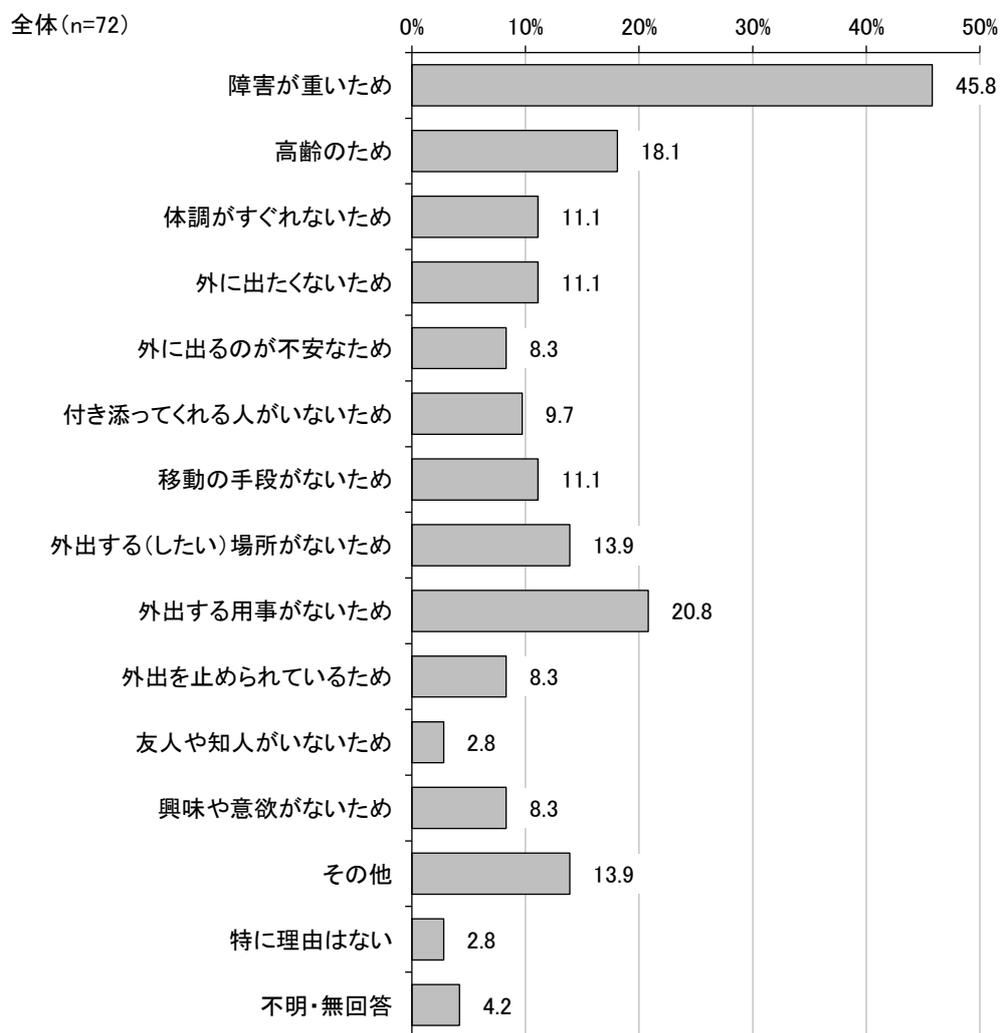
#### ■現在の外出状況について

外出頻度についてみると、「ほぼ毎日」が 35.8%と最も多く、次いで「週に1~2日」が 19.1%となっています。



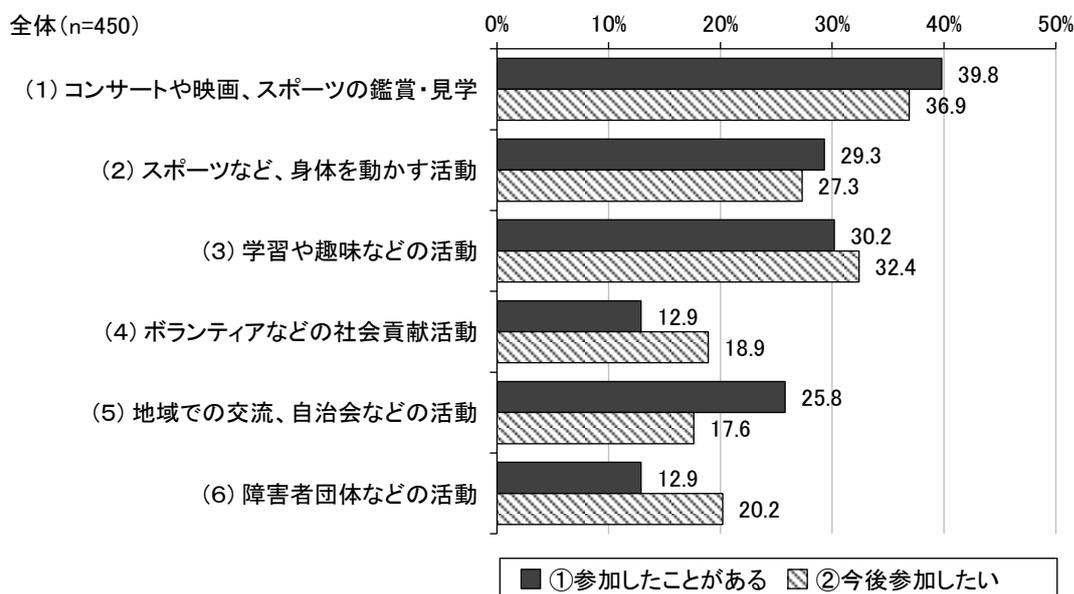
## ■外出しない理由について

ほとんど外出しない理由についてみると、「障害が重いため」が 45.8%と最も多く、次いで「外出する用事がないため」が 20.8%となっています。



■これまで参加したことがある活動や今後参加したい活動について

これまで参加したことがある活動や今後参加したい活動についてみると、「(1)コンサートや映画、スポーツの鑑賞・見学」が最も多く、次いで「(3)学習や趣味などの活動」となっています。



【4】健康と医療について

■健康管理や医療について困っていること

健康管理や医療について、困っていることについてみると、「特に困っていることはない」が38.9%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が12.7%となっています。

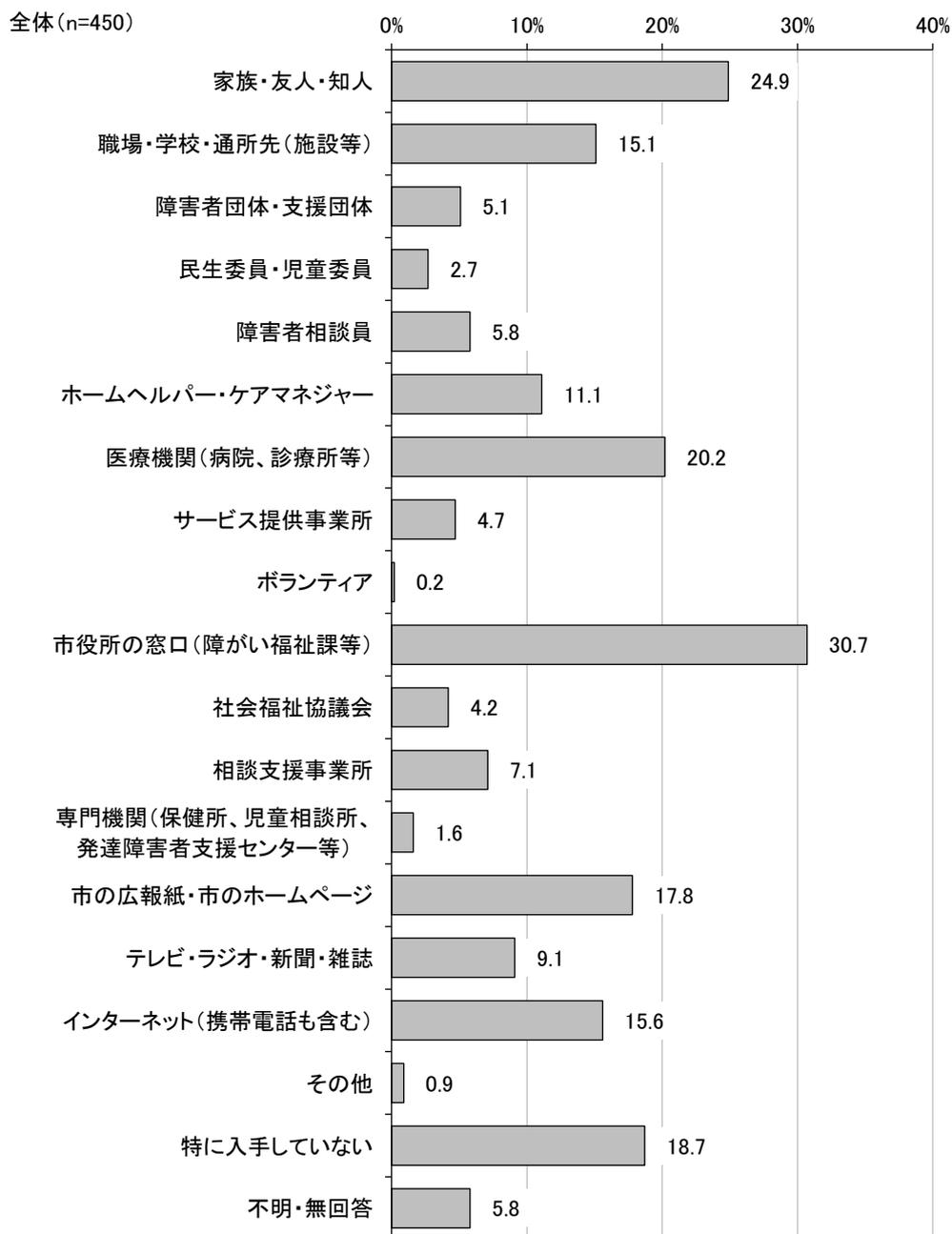
障害種別にみると、全ての種別で「特に困っていることはない」が最も多くなっています。

単位: %	が専門的な治療を行う医療機関	添いや健康診断のときに付き	往診を頼める医師がいらない	い障害が理由で治療が受けにく	が意思の疎通ができない(手話	が医療について相談できる場所	医療費の負担が大きい	き通院費(交通費)の負担が大	通院する際の移動手段がない	め適切な医療機関を受診するた	その他	特に困っていることはない	不明・無回答
全体(n=450)	8.2	4.7	5.8	8.9	10.9	7.8	12.7	11.1	6.9	9.1	5.1	38.9	13.3
障害種別													
身体障害(n=238)	8.0	3.8	7.1	5.5	8.4	5.0	11.8	11.3	7.1	8.0	3.8	41.6	12.6
知的障害(n=105)	8.6	1.9	5.7	13.3	20.0	11.4	18.1	14.3	2.9	9.5	6.7	38.1	11.4
精神障害(n=100)	9.0	7.0	5.0	9.0	7.0	10.0	19.0	20.0	6.0	7.0	8.0	30.0	14.0

## ■障害福祉に関する情報の入手先

障害福祉に関する情報の入手先についてみると、「市役所の窓口(障がい福祉課等)」が30.7%と最も多く、次いで「家族・友人・知人」が24.9%となっています。

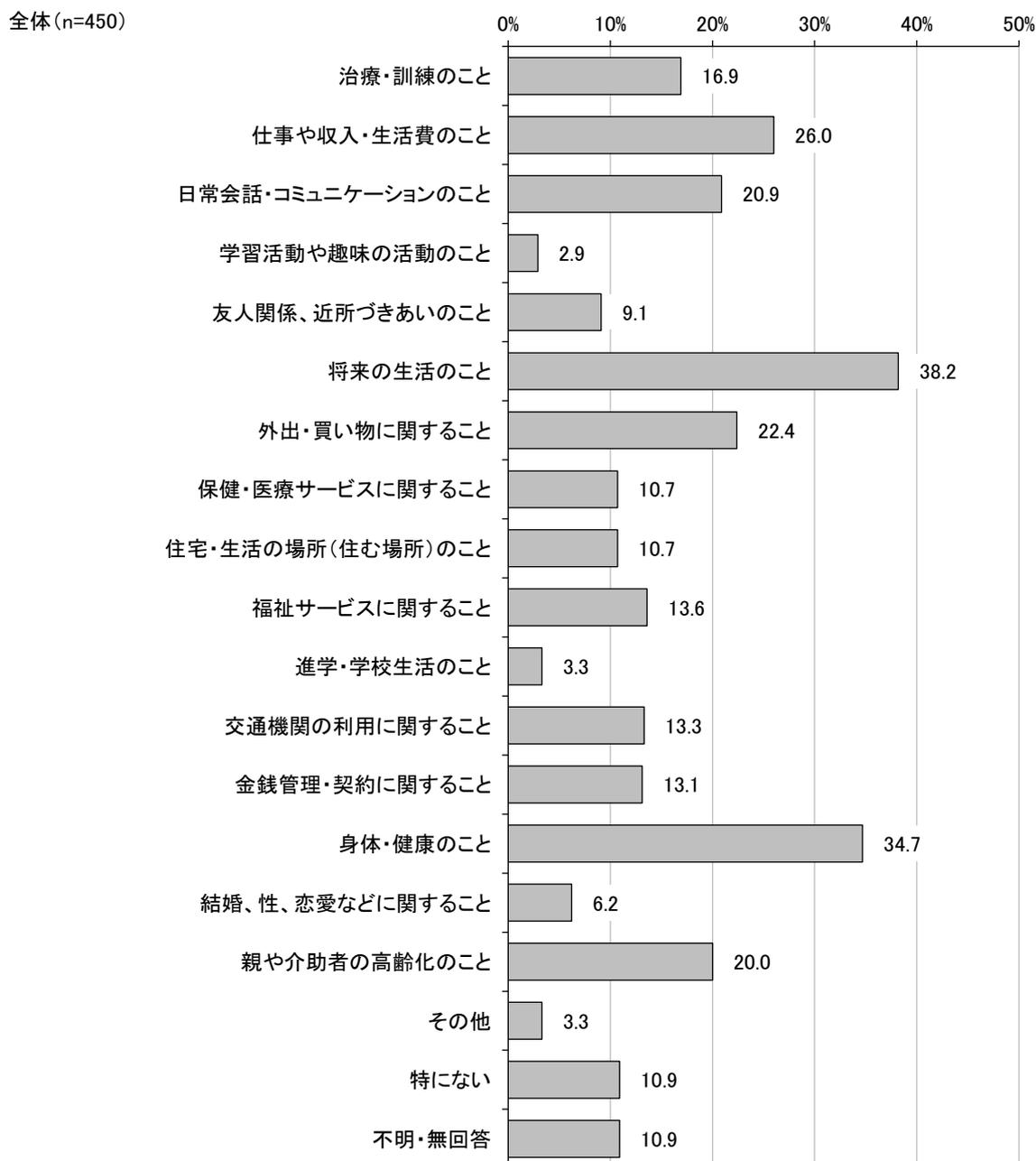
障害種別にみると、身体障害では「市役所の窓口(障がい福祉課等)」、知的障害では「家族・友人・知人」、精神障害では「医療機関(病院、診療所等)」が最も多くなっています。



## ■ふだんの生活で相談したいこと

ふだんの生活で困ったり、不安に思ったりして、相談したいと思っていることについてみると、「将来の生活のこと」が38.2%と最も多く、次いで「身体・健康のこと」が34.7%となっています。

障害種別にみると、身体障害では「身体・健康のこと」、その他の種別では「将来の生活のこと」が最も多くなっています。



## 【5】就労状況について

### ■現在の就労状況について

現在仕事をしているかについてみると、「している」が 29.4%、「していない」が 61.6%となっています。

障害種別にみると、全ての種別で「していない」が多くなっています。

単位：%		している	していない	不明・無回答
全体 (n=385)		29.4	61.6	9.1
障害種別	身体障害 (n=219)	23.3	68.0	8.7
	知的障害 (n=72)	36.1	56.9	6.9
	精神障害 (n=94)	33.0	55.3	11.7

### ■就労者における雇用形態について

雇用形態についてみると、「アルバイト、パート、契約社員などとして働いている」が 28.3%と最も多く、次いで「日中活動(就労継続・就労移行支援など)を利用している」が 25.7%となっています。

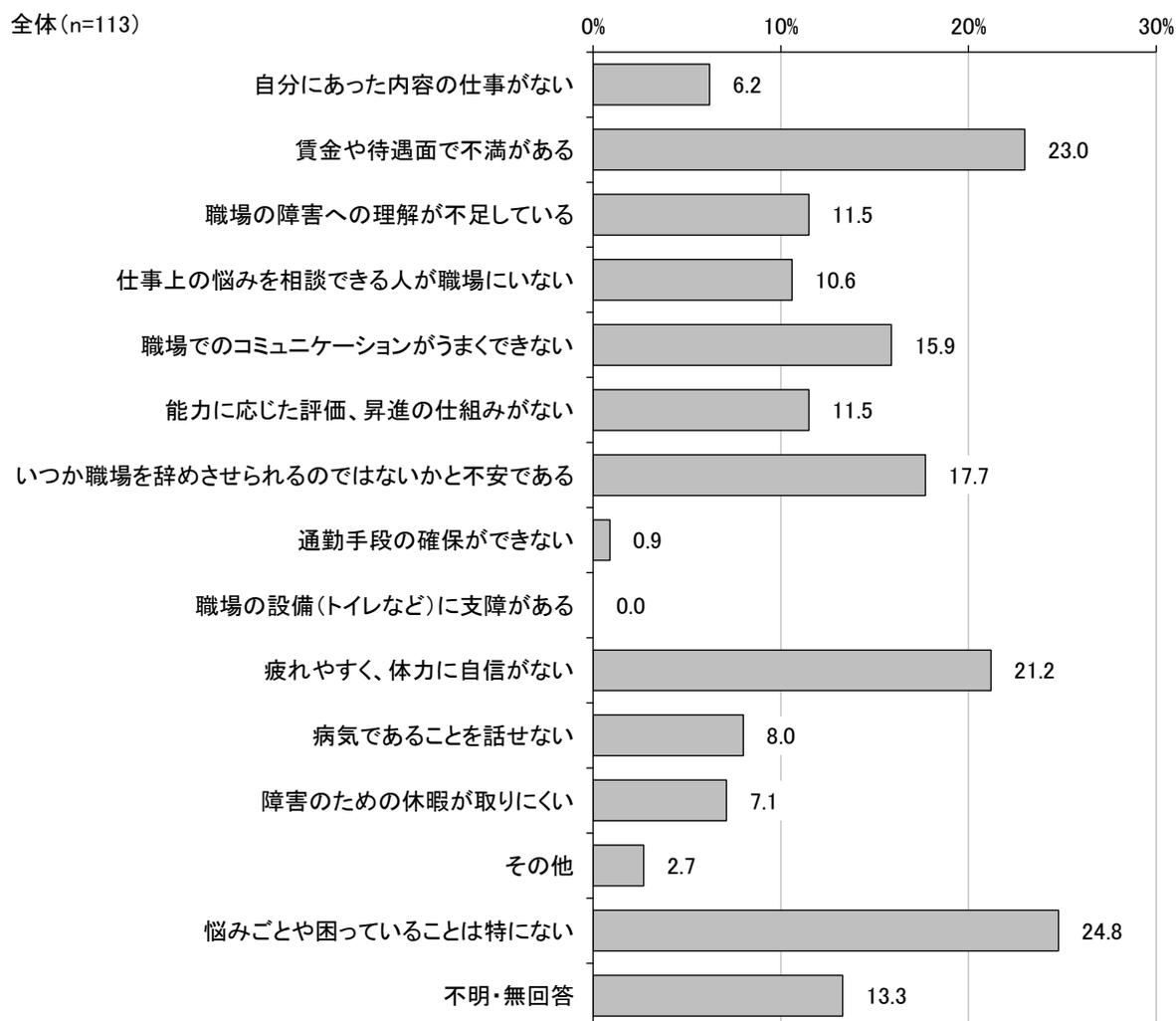
障害種別にみると、身体障害では「自営業又はその手伝いをしている」、知的障害では「日中活動(就労継続・就労移行支援など)を利用している」、精神障害では「アルバイト、パート、契約社員などとして働いている」が最も多くなっています。

単位：%		いる 正社員・正職員として働いて	アル バイトとして働いている、 パート、契約社	自 営業又はその手伝いをして	日 中活動(就労継続・就労移	そ 他の	不 明・無 回答
全体 (n=113)		21.2	28.3	17.7	25.7	3.5	3.5
障害種別	身体障害 (n=51)	17.7	27.5	35.3	13.7	3.9	2.0
	知的障害 (n=26)	19.2	15.4	11.5	50.0	0.0	3.9
	精神障害 (n=31)	25.8	35.5	0.0	25.8	3.2	9.7

■現在の仕事上の悩みごとや困りごとについて

仕事上の悩みごとや困っていることについてみると、「悩みごとや困っていることは特にない」が24.8%と最も多く、次いで「賃金や待遇面で不満がある」が23.0%となっています。

障害種別にみると、身体障害では「悩みごとや困っていることは特にない」、その他の種別では「賃金や待遇面で不満がある」が最も多くなっています。

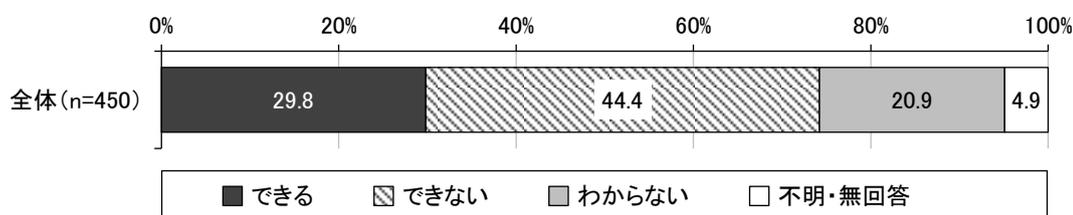


## 【6】災害時の対応について

### ■災害時に一人で避難できるかについて

災害が発生した場合、一人で避難することができるかについてみると、「できない」が 44.4%と最も多く、次いで「できる」が 29.8%となっています。

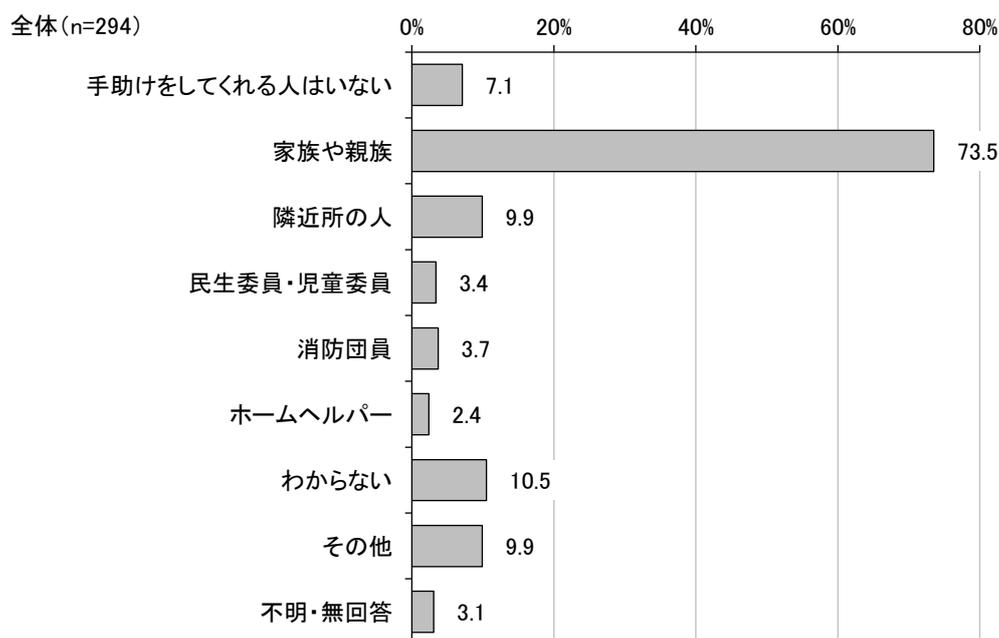
障害種別にみると、全ての種別で「できない」が最も多くなっています。



### ■避難が必要な際に手助けしてくれる人について

避難が必要な際に手助けしてくれる人についてみると、「家族や親族」が 73.5%と最も多く、次いで「わからない」が 10.5%となっています。

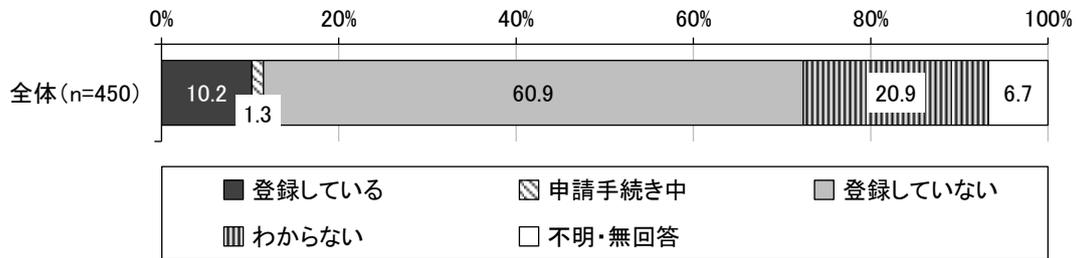
障害種別にみると、全ての種別で「家族や親族」が最も多くなっています。



■避難行動要支援者名簿への登録について

市の避難行動要支援者(災害時要援護者)に登録しているかについてみると、「登録していない」が60.9%と最も多く、次いで「わからない」が20.9%となっています。

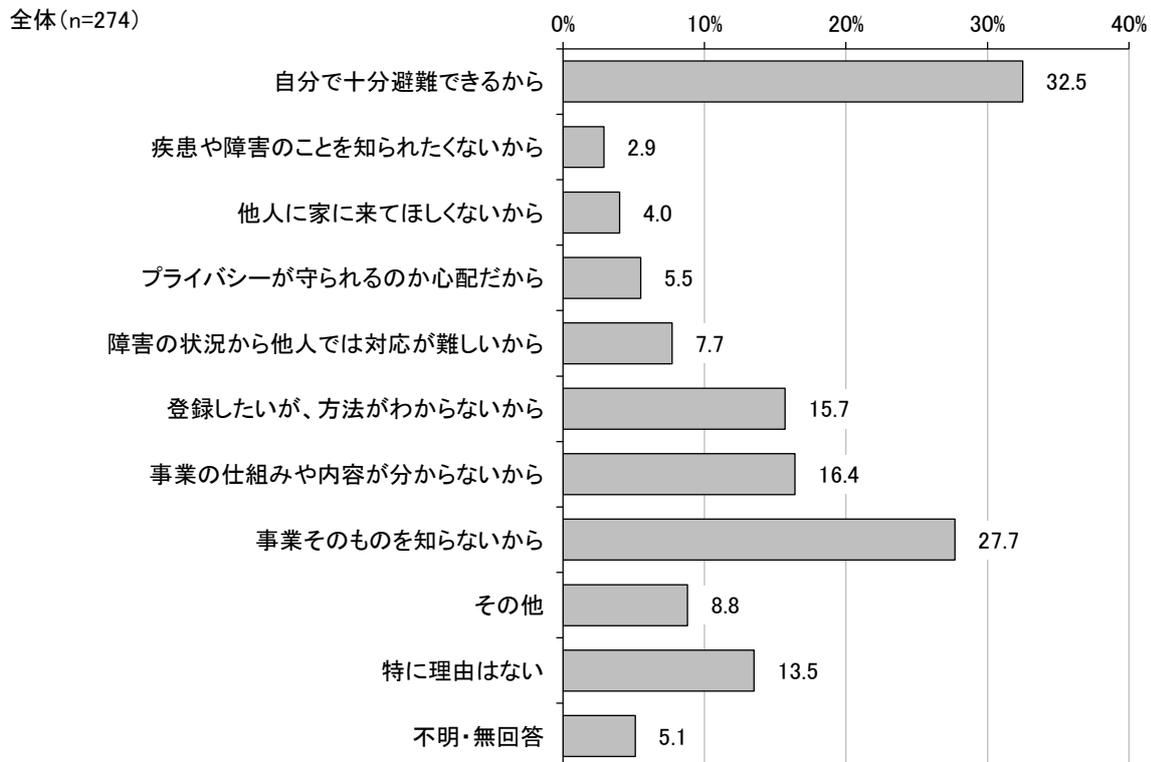
障害種別にみると、全ての種別で「登録していない」が最も多くなっています。



■避難行動要支援者名簿に登録していない理由について

市の避難行動要支援者(災害時要援護者)に登録していない理由についてみると、「自分で十分避難できるから」が32.5%と最も多く、次いで「事業そのものを知らないから」が27.7%となっています。

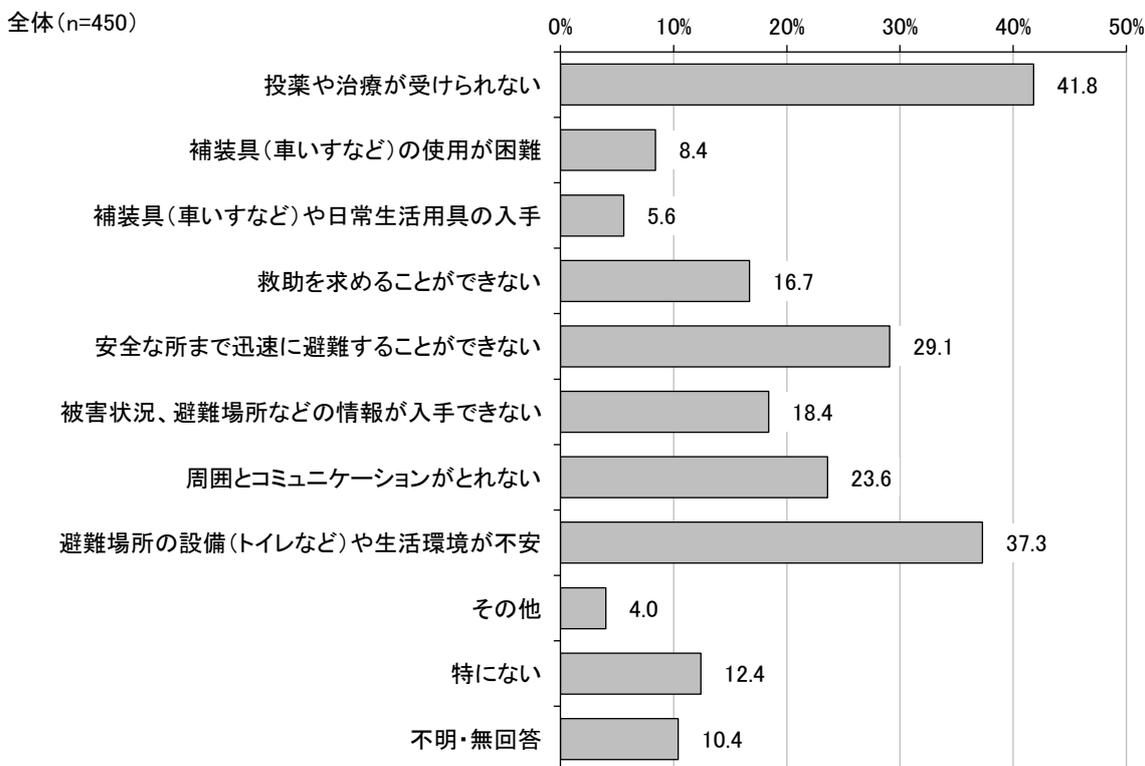
障害種別にみると、知的障害では「事業そのものを知らないから」、その他の種別では「自分で十分避難できるから」が最も多くなっています。



## ■災害時に困ることについて

災害時に困ることや不安なことについてみると、「投薬や治療が受けられない」が41.8%と最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が37.3%となっています。

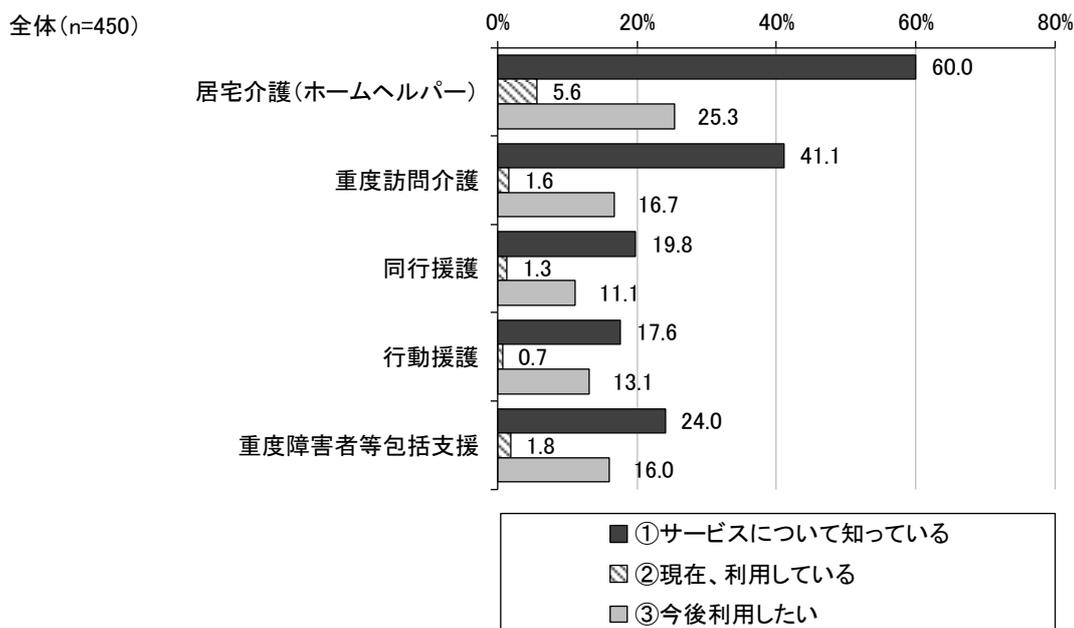
障害種別にみると、知的障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」、その他の種別では「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。



## 【7】障害福祉サービスについて

### ■訪問系サービス

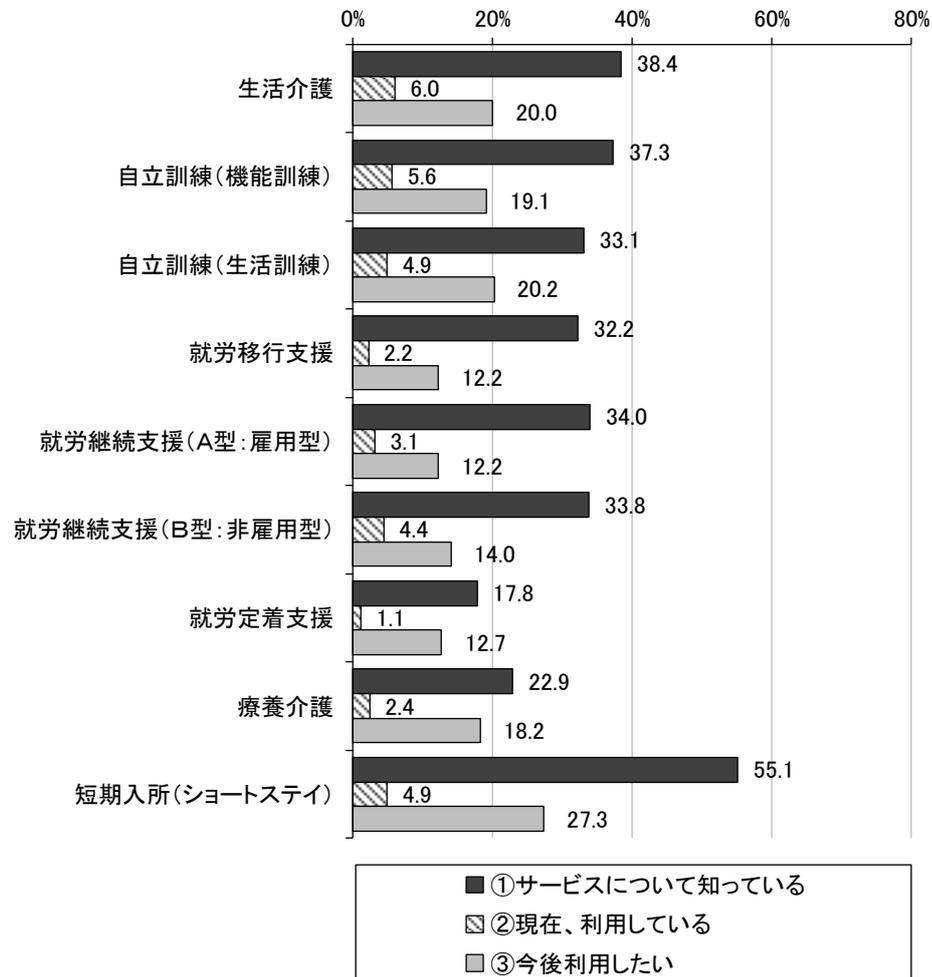
訪問系サービスの認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、いずれも「居宅介護(ホームヘルパー)」が他のサービスに比べて高くなっています。



## ■日中活動系サービス

日中活動系サービスの認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、認知度は「短期入所(ショートステイ)」、利用頻度は「生活介護」、今後の意向は「短期入所(ショートステイ)」が他のサービスに比べて高くなっています。

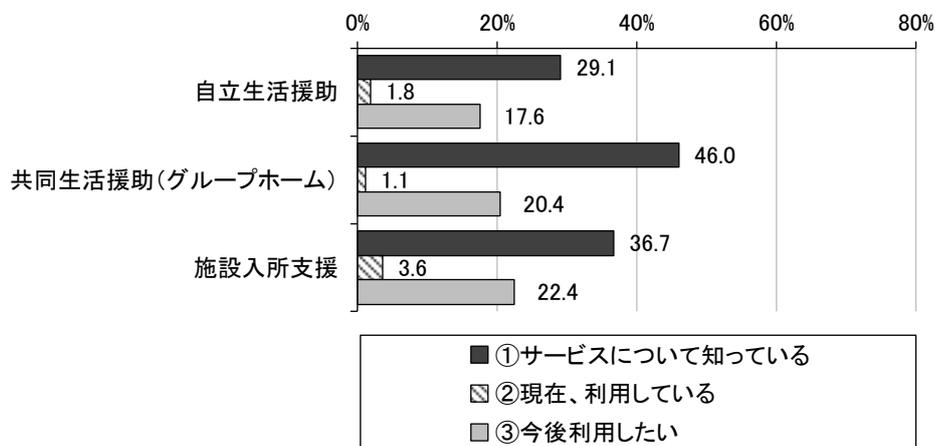
全体(n=450)



## ■居住系サービス

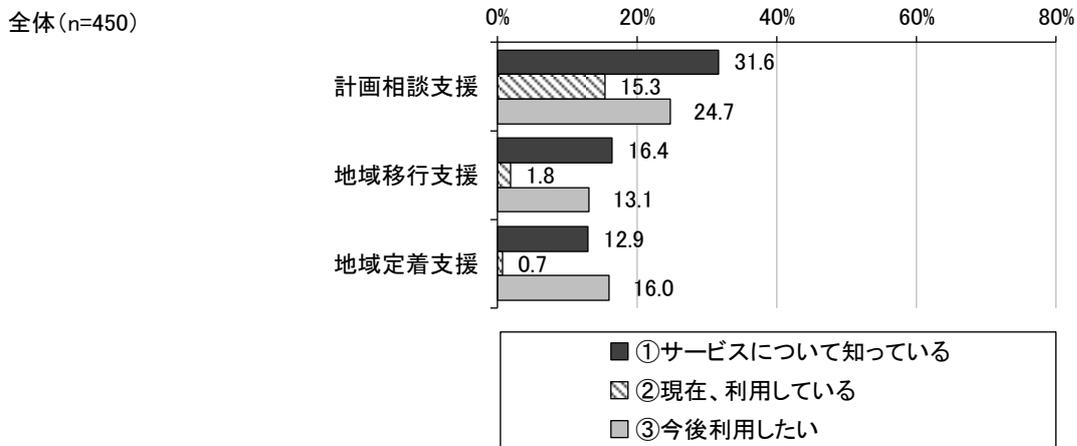
居住系サービスの認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、認知度は「共同生活援助(グループホーム)」、利用頻度・今後の意向は「施設入所支援」が他のサービスに比べて高くなっています。

全体(n=450)



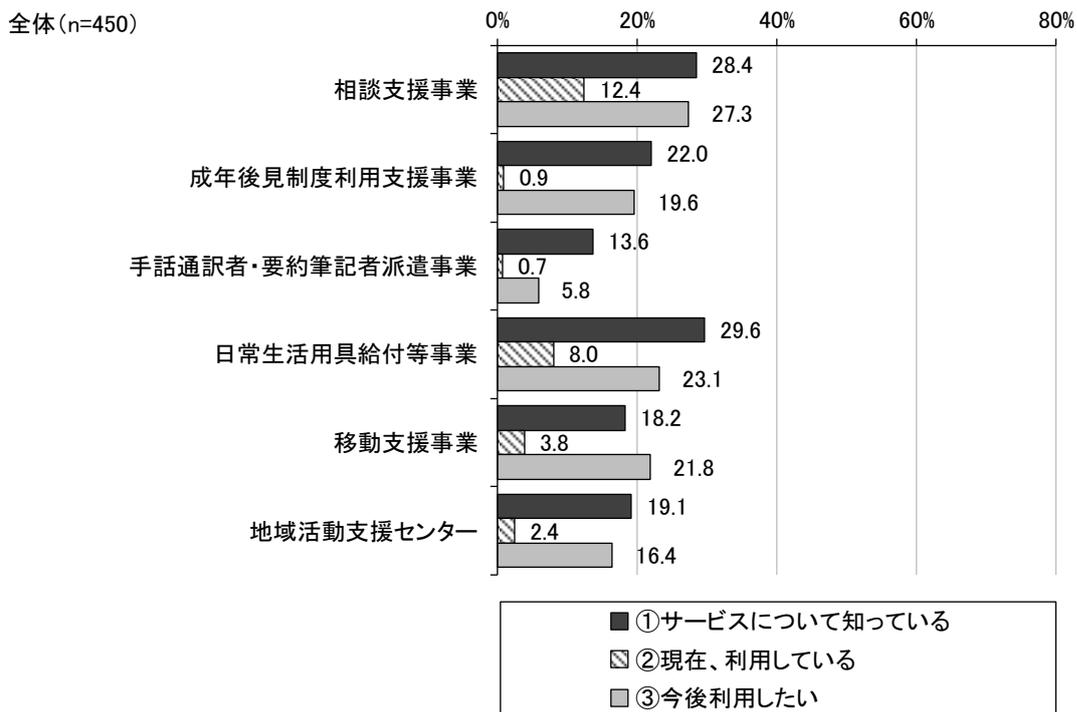
## ■相談支援

相談支援の認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、いずれも「計画相談支援」が他のサービスに比べて高くなっています。



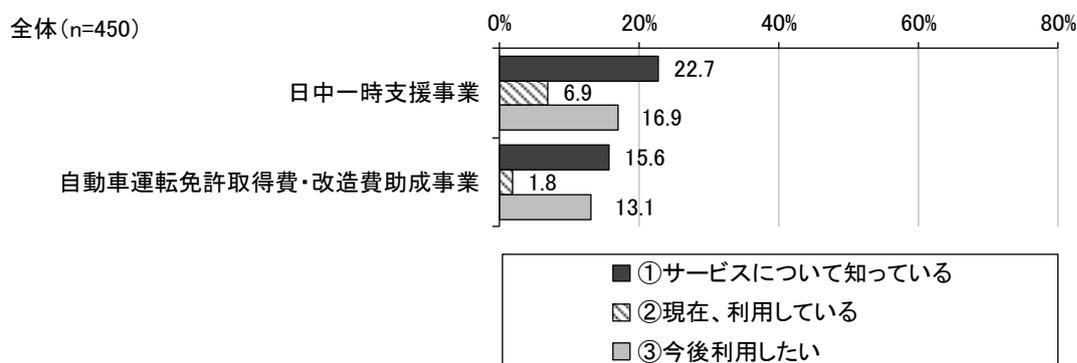
## ■地域生活支援事業

地域生活支援事業の認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、認知度は「日常生活用具給付等事業」、利用頻度・今後の意向は「相談支援事業」が他のサービスに比べて高くなっています。



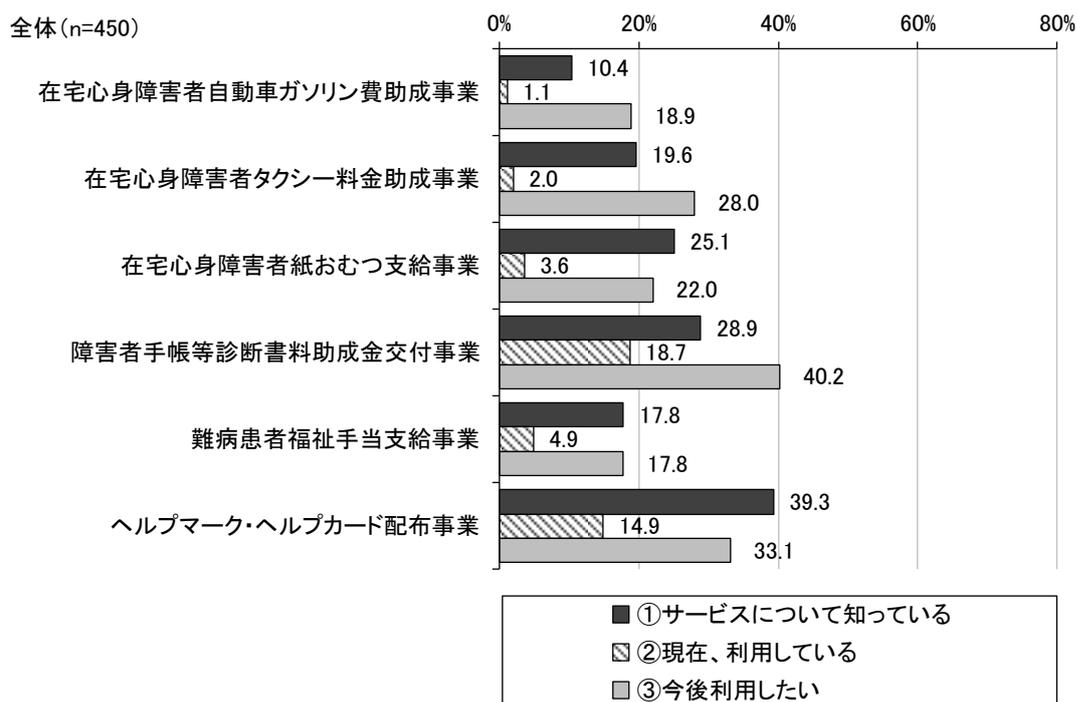
### ■地域生活支援事業の任意事業

任意事業の認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、いずれも「日中一時支援事業」が他のサービスに比べて高くなっています。



### ■単独扶助事業

単独扶助事業の認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、認知度は「ヘルプマーク・ヘルプカード配布事業」、利用頻度・今後の意向は「障害者手帳等診断書料助成金交付事業」が他のサービスに比べて高くなっています。

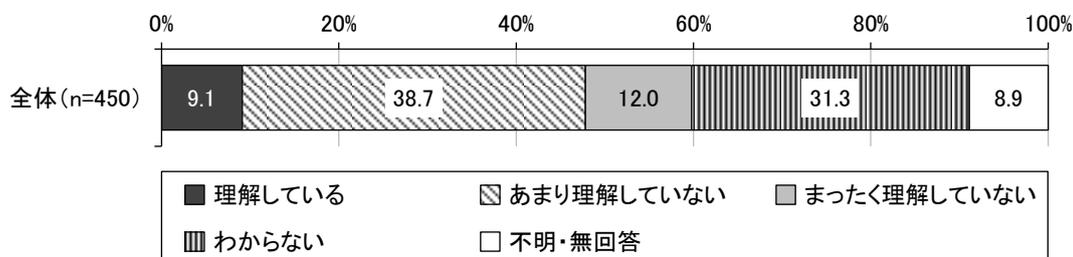


## 【8】障害に対する理解について

### ■地域の人の障害に対する理解について

地域の人の障害への理解度についてみると、「あまり理解していない」が 38.7%と最も多く、次いで「わからない」が 31.3%となっています。

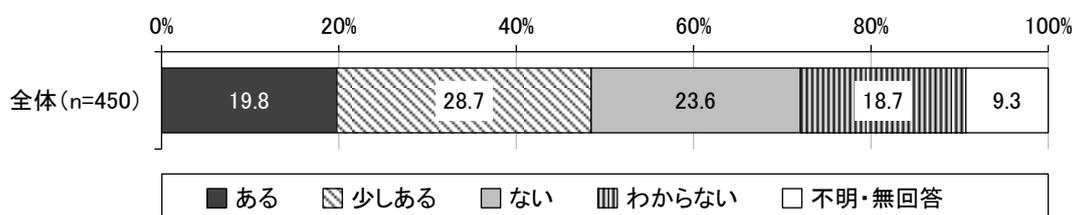
障害種別にみると、全ての種別で「あまり理解していない」が最も多くなっています。



### ■障害を理由とする差別や偏見について

障害を理由とする差別や偏見を感じたことがあるかについてみると、「少しある」が 28.7%と最も多く、次いで「ない」が 23.6%となっています。

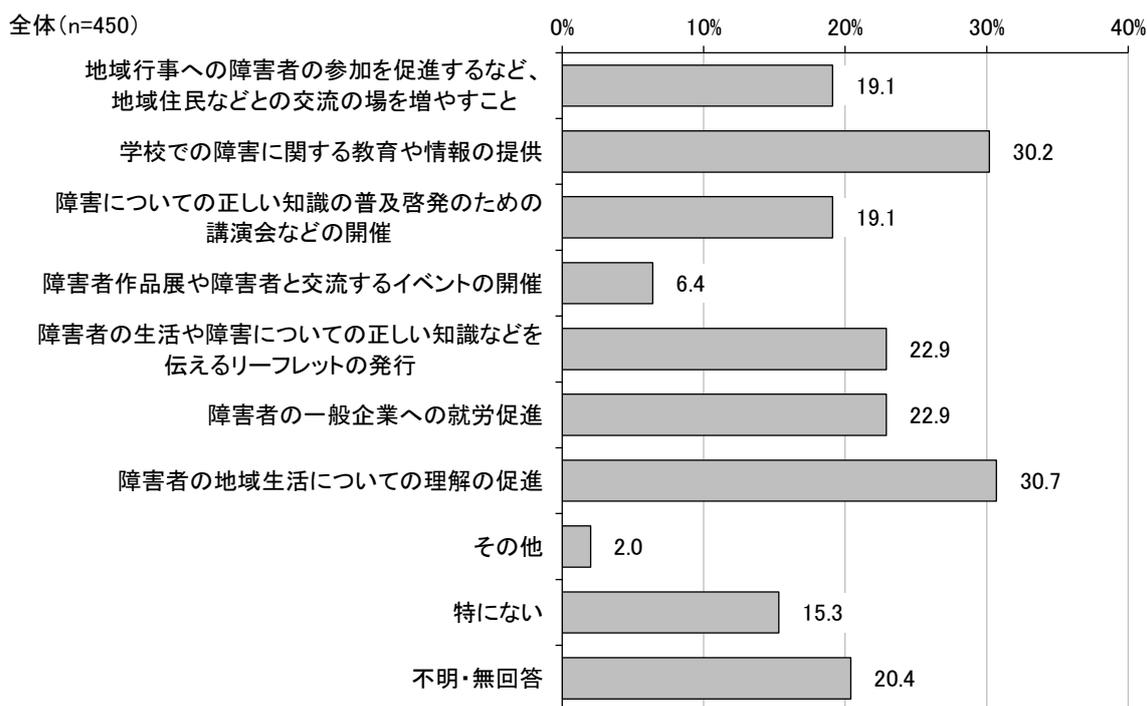
障害種別にみると、身体障害では「ない」、知的障害では「ある」、精神障害では「少しある」が最も多くなっています。



■障害のある人もない人も共に住み慣れた地域で生活できるように、地域の理解をすすめていくために必要だと思うことについて

障害のある人もない人も共に住み慣れた地域で生活できるように地域の理解をすすめていくために必要だと思うことについてみると、「障害者の地域生活についての理解の促進」が 30.7%と最も多く、次いで「学校での障害に関する教育や情報の提供」が 30.2%となっています。

障害種別にみると、精神障害では「学校での障害に関する教育や情報の提供」、その他の種別では「障害者の地域生活についての理解の促進」が最も多くなっています。

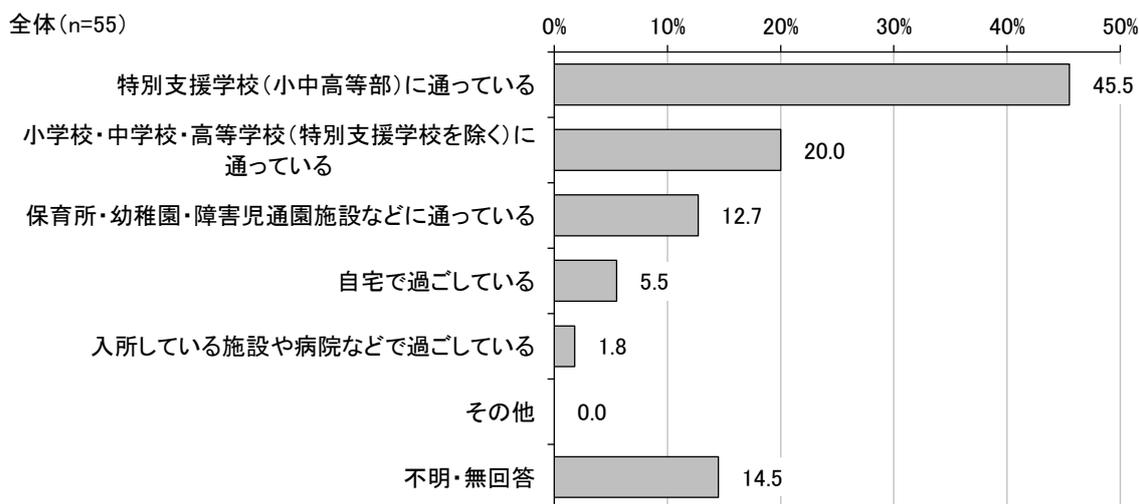


## 【9】障害児福祉について

### ■平日の日中の過ごし方

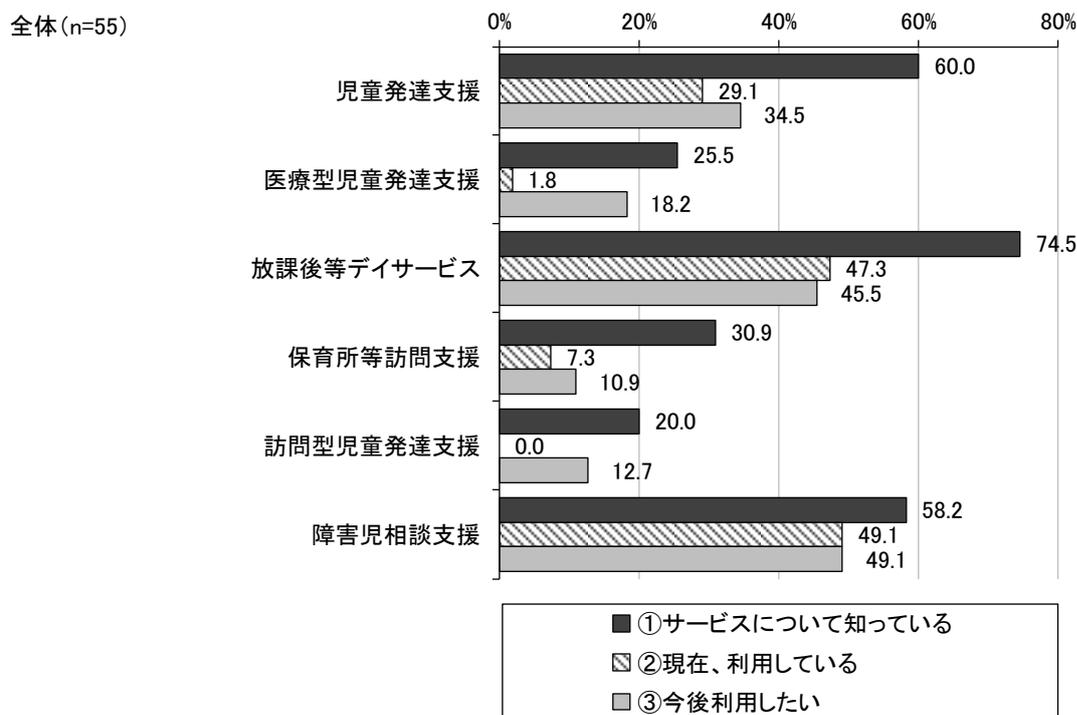
平日の日中をどのように過ごしているかについてみると、「特別支援学校(小中高等部)に通っている」が 45.5%と最も多く、次いで「小学校・中学校・高等学校(特別支援学校を除く)に通っている」が 20.0%となっています。

障害種別にみると、全ての種別で「特別支援学校(小中高等部)に通っている」が最も多くなっています。



### ■障害児福祉サービスの認知度・利用頻度・今後の意向

障害児福祉サービスの認知度・利用頻度・今後の意向についてみると、認知度は「放課後等デイサービス」、利用頻度・今後の意向は「障害児相談支援」が他のサービスに比べて高くなっています。



## (4)障害福祉サービスの提供実績

### ①訪問系サービス

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	利用時間/月	計画値	1,068	1,084	1,100
		実績値	1,185	1,291	1,238
	実人数/月	計画値	67	68	69
		実績値	75	84	79
重度訪問介護	利用時間/月	計画値	200	220	230
		実績値	235	294	264
	実人数/月	計画値	3	3	3
		実績値	1	1	1
同行援護	利用時間/月	計画値	21	28	35
		実績値	14	24	19
	実人数/月	計画値	3	4	5
		実績値	2	3	3
行動援護	利用時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実人数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実人数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
合計	利用時間/月	計画値	1,289	1,332	1,365
		実績値	1,434	1,609	1,521
	実人数/月	計画値	73	75	77
		実績値	78	88	83

②日中活動系サービス

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用日数/月	計画値	6,042	6,376	6,730
		実績値	6,161	5,390	5,775
	実人数/月	計画値	290	306	323
		実績値	274	280	277
自立訓練(機能訓練)	利用日数/月	計画値	10	20	20
		実績値	21	13	16
	実人数/月	計画値	1	2	2
		実績値	2	1	1
自立訓練(生活訓練)	利用日数/月	計画値	217	233	250
		実績値	197	179	188
	実人数/月	計画値	13	14	15
		実績値	13	11	12
就労移行支援	利用日数/月	計画値	229	248	267
		実績値	359	204	281
	実人数/月	計画値	12	13	14
		実績値	19	12	15
就労継続支援(A型)	利用日数/月	計画値	1,742	2,523	3,645
		実績値	1,449	1,494	1,471
	実人数/月	計画値	87	126	182
		実績値	73	78	75
就労継続支援(B型)	利用日数/月	計画値	4,617	4,748	4,878
		実績値	4,521	4,514	4,517
	実人数/月	計画値	247	254	261
		実績値	237	257	247
就労定着支援	利用日数/月	計画値	0	10	10
		実績値	0	1	1
	実人数/月	計画値	0	1	1
		実績値	0	1	1
療養介護	利用日数/月	計画値	390	410	420
		実績値	354	334	344
	実人数/月	計画値	13	14	14
		実績値	11	11	12
短期入所 (福祉型、医療型)計	利用日数/月	計画値	301	309	316
		実績値	263	322	292
	実人数/月	計画値	40	41	42
		実績値	32	33	32

### ③居住系サービス

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実人数/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	計画値	146	152	158
		実績値	144	160	152
施設入所支援	実人数/月	計画値	123	125	128
		実績値	142	137	139

### ④相談支援

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	実人数/年	計画値	810	840	880
		実績値	1,704	1,780	1,742
地域移行支援	実人数/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	実人数/年	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

### ⑤障害児への支援

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用日数/月	計画値	710	758	814
		実績値	908	809	858
	実人数/月	計画値	103	110	118
		実績値	100	110	130
医療型児童発達支援	利用日数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実人数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数/月	計画値	2,976	3,498	4,101
		実績値	3,127	3,080	3,200
	実人数/月	計画値	291	342	401
		実績値	191	215	250
保育所等訪問支援	利用日数/月	計画値	3	4	5
		実績値	2	5	5
	実人数/月	計画値	3	4	5
		実績値	2	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実人数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	実人数/年	計画値	330	355	380
		実績値	959	1,042	1,100

## (5)地域生活支援事業の提供実績

### 【必須事業】

#### ①理解促進研修・啓発事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無

#### ②自発的活動支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

#### ③相談支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業	か所数/年	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

#### ④成年後見制度利用支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

### ⑥意思疎通支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件数/年	計画値	95	100	105
		実績値	65	54	60
手話通訳者設置事業	設置人数/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

### ⑦日常生活用具給付等事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
介護・訓練支援用具	件数/年	計画値	12	14	17
		実績値	11	5	10
自立生活支援用具	件数/年	計画値	6	6	6
		実績値	24	16	20
在宅療養等支援用具	件数/年	計画値	6	6	6
		実績値	10	11	15
情報・意思疎通支援用具	件数/年	計画値	13	14	15
		実績値	5	6	6
排泄管理支援用具	件数/年	計画値	2,354	2,424	2,496
		実績値	2,146	2,201	2,400
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	計画値	4	4	4
		実績値	0	2	4

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数/年	計画値	15	15	15
		実績値	28	50	50

### ⑨移動支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業	か所数/年	計画値	17	18	18
		実績値	10	10	12
	実人数/年	計画値	30	32	35
		実績値	45	53	76

### ⑩地域活動支援センター

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター	か所数/年	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
	実人数/年	計画値	38	39	40
		実績値	49	40	40

### 【任意事業】

#### ⑪日中一時支援事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	か所数/年	計画値	56	56	56
		実績値	28	41	39
	実人数/年	計画値	106	111	117
		実績値	82	74	88

#### ⑫社会参加事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実人数/年	計画値	4	4	4
		実績値	3	2	4

### (6)筑西市の単独扶助事業

	単位		R3年度	R4年度	R5年度
在宅心身障害者自動車 ガソリン費助成事業	延人数/年	計画値	1,600	1,650	1,700
		実績値	1,426	1,439	1,500
在宅心身障害者 タクシー料金助成事業	延人数/年	計画値	295	305	315
		実績値	206	183	220
在宅心身障害者 紙おむつ支給事業	実人数/年	計画値	22	22	22
		実績値	25	28	30
障害者手帳等診断書 料助成金交付事業	件数/年	計画値	1,470	1,764	2,110
		実績値	1,001	1,279	1,000
難病患者福祉手当 支給事業	実人数/年	計画値	465	487	533
		実績値	488	484	533

## 第4章 障害者計画

---

### (1)計画の理念

本市では、「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西」をめざして、障害のあるなしにかかわらず、その人らしく尊厳をもって豊かな人生を過ごすことができるよう、さまざまな障害者施策の充実に取り組んできました。

国においても、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できることをめざす「第5次障害者基本計画」が策定されています。

筑西市においても、平成30年の「筑西市手話言語条例」制定をはじめ、令和3年3月には「第6期筑西市障害者福祉計画」を策定し、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合って共に生きる社会の実現をめざしています。

本計画は、こうした国の動向や、これまでの市の取組を十分に踏まえながら、障害のある人を地域で包み込み、共に生きるまちづくりの指針となるよう、引き続き「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を基本理念として、更なる障害者福祉のまちづくりを推進します。

#### 基本理念

**障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、  
豊かな生活をおくることができるまち・筑西**

## (2)計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に沿って施策の推進にあたります。

### 基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現

誰もが共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの考え方に加え、全ての人を包み込み、支え合うソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、教育や就労、日中活動の場づくり、文化活動、地域交流など、障害のある人が地域の中で共に育ち、働き、地域とつながることができる環境づくりが重要です。そうしたさまざまな活動に、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加できるよう、地域や市民をはじめ、事業所等への理解の普及・啓発を推進します。

### 基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備

誰もが地域社会の中で自らの意思で生き方を選択し、生きがいを持って地域生活をおくるためには、地域で自立して暮らせる環境や体制の整備が重要です。そのため、地域のさまざまな分野で市民、事業所、市が連携・協働する仕組みづくりを進めます。

また、あらゆる場面で障害を理由とする差別が発生することなく、障害者の権利が守られ、合理的な配慮が行われるとともに、障害のある人自身が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりに努めます。

### 基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり

健やかな成長やライフステージを通じた健康の維持は、障害者の自立した生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害児一人ひとりが、それぞれの障害の程度や特性、更に希望に合わせた保育や教育を受けられる療育・教育体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、必要な生活支援を継続的に受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

また近年、障害のある人自身又は介助者の高齢化が著しい中で、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行や、安心できる地域生活のための医療・福祉の連携体制づくりに努めます。

### (3)計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           豊かな生活をめざすことがで            けるまち・筑西            障害のあるなしにかかわらず、            地域で自分らしく、         </p>	<p><b>基本目標1</b>            地域で支え合う            共生社会の実現</p>	(1)障害のある人への理解・啓発
		(2)福祉教育の充実
		(3)社会参加の促進
		(4)地域見守り体制の強化
	<p><b>基本目標2</b>            地域で自立して暮らせる            環境の整備</p>	(1)相談・情報提供の充実
		(2)権利擁護の推進
		(3)災害時の支援体制の整備
	<p><b>基本目標3</b>            一人ひとりに合わせた            支援の仕組みづくり</p>	(1)障害児の支援
		(2)医療・保健の充実
		(3)障害福祉サービスの充実

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現

#### 課題・方針

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会に向けて、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念を社会全体に浸透させることが重要です。

また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域づくり、福祉などの公的サービスと協働して助け合いの中で暮らすことのできる仕組みを充実し、障害のある人・子ども・高齢者等全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが重要です。

本市では、広報紙等を活用した啓発活動や障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会への参加等、地域における交流活動を行っています。共生社会の豊かな暮らしに向けて、誰もがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境をともにすることが重要です。

アンケート調査では、今後参加したい活動として「コンサートや映画、スポーツの鑑賞・見学」をはじめ、さまざまな活動への参加意向がみられます。今後も、啓発や交流活動を充実させ、障害のある人が多様な活動に参加できるよう、支援の充実を図る必要があります。

また、地域の人々の障害への理解度についてみると、「あまり理解していない」が38.7%と最も多くなっています。地域の人々がお互いを理解し、支え合う環境づくりに向けて、障害に対する正しい理解・啓発活動を推進していくことが求められています。

就労については、令和4年12月に障害者総合支援法等が改正され、障害者等の地域生活や就労支援の強化が図られています。また令和7年10月には、新たに「就労選択支援」が障害福祉サービスに加わるなど、障害者の就労を支える仕組みづくりが進められています。

今後は、一人ひとりの意欲や特性等に応じて、能力を十分に発揮できるよう、多様な就業機会を確保するとともに、障害者雇用に関する理解促進など、総合的な支援の推進が求められます。

## 施策の方向性

### (1)障害のある人への理解・啓発

#### ① 障害に関する知識の普及

障害者週間の周知を図るとともに、本市で活動を行う団体等と協力し、障害や障害者問題についての啓発を行います。また、障害者に関する各種制度や手話言語に関する出前講座、講演会等の実施を検討します。

#### ② 広報紙やホームページ等による啓発

市の広報紙に障害者関連情報・記事を掲載し、啓発に努めます。国や県などの啓発パンフレット等の有効活用を図るとともに、パンフレットや副読本等を作成し、障害への理解を深めます。

### (2)福祉教育の充実

#### ① 学校教育における福祉教育の充実

幼いころから福祉への関心をもち、障害への理解を深めるため、施設や事業所等の関係機関や団体との連携により、保育・幼児教育、学校教育の中で、福祉教育の充実を図ります。

#### ② 交流教育の推進

小中学校をはじめ、地域において、特別支援学校との交流会を実施するなど、障害の有無にかかわらず、地域住民との交流の場を積極的に持つことで、障害についての正しい理解を促し、思いやりと助け合いの心を育てる交流教育に努めます。

### (3)社会参加の促進

#### ① 就労支援の充実

障害の状態や能力に加えて、それぞれの意思に応じた就労の場を確保・充実できるよう、施設や作業所等との連携強化に努め、就労支援を進めます。また、働く意欲のある障害のある人が不安なく働き続ける環境づくりをめざし、職場への理解啓発や相談支援体制の整備に努めます。

#### ② 就労事業所支援による労働意欲と自立の向上

障害者優先調達推進法に基づき、推進を図るための方針を作成し、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るため、調達の推進のための取組を進めます。

### ③ ふれあい・交流機会の充実

障害の有無にかかわらず、地域で生きがいをもって生活できるよう、市内の福祉施設や障害者団体等と連携し、障害者スポーツ大会・交流会の実施や、展示会・発表会等による文化活動の推進に努めます。

### ④ 障害者団体との連携強化

地域とつながることができる多様な社会活動の場に、障害の有無にかかわらず参加できるよう、地域や活動団体等に対して理解・啓発を進め、活動の場づくりに取り組みます。

## (4)地域見守り体制の強化

### ① 関係機関との連携

民生委員・児童委員、自治会、障害者団体、サービス事業所、医療機関等、さまざまな関係機関の連携と協力により、地域での見守りネットワークの充実を図ります。また、各種相談等から適切なサービスや関係機関・団体等につなげることができる連携体制の構築に努めます。

### ② 自立支援協議会の開催

地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有とサービスの質の向上に向けた取組等を行うとともに、関係機関と連携し、中核的な役割を担う地域支援ネットワークの強化を図ります。

### ③ 介助者支援の強化

障害のある人を支える家族介助者等に対して、情報提供や経済的負担の軽減を図るとともに、障害当事者や家族が社会から孤立することがないように、交流やレスパイト等に取り組みます。

## 基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備

### 課題・方針

地域の中で、障害のある人が尊厳のある暮らしを実現するためには、さまざまな障害に対して一人ひとりの状況に応じた相談に応じることや、各種事業の周知、関係機関・団体・市民等の地域ネットワークによる支援体制の強化が重要です。

障害者総合支援法では、障害のある人が自立した生活を過ごすことができるよう、必要な支援や福祉の増進を図り、障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重する地域社会の実現がうたわれています。そして、令和4年12月の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実などの措置が規定されており、今後も、一人ひとりの状況に応じて、地域生活への移行を支援していくことが重要です。

現在、本市では障がい福祉課が障害者の各種相談窓口となっているほか、市内の相談支援事業所や社会福祉協議会、関係機関とのネットワークによる相談支援体制を構築しています。

また、本市においては、平成30年に茨城県内市町村初となる「筑西市手話言語条例」を制定し、これまでのコミュニケーション手段確保の取組に加え、相談や情報を得る際に、意思疎通を行う権利を尊重し、手話等の普及を推進しています。

国においても、障害者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要との認識から、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行しています。

今後は、一人ひとりの障害や特性などに応じた、きめ細かな支援体制の確保や合理的配慮の提供を一層推進していくことが求められます。

また、障害者の暮らしを守るには、日常的な支援に加えて、災害時の要配慮者や避難行動要支援者への避難支援等も重要です。

アンケート調査では、災害時に、約4割強が一人で避難できないと回答しています。今後は、災害時の支援体制の一層の強化や筑西市避難行動要支援者避難支援計画の一層の周知を進めていく必要があります。

更には、障害者は、医療費や交通費等に係る経済的な負担が大きいほか、就労が困難な人にとっては生活が厳しい状況であることから、各種制度や経済的支援について周知し、利用の促進を図る必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 相談・情報提供の充実

#### ① 福祉サービスの情報提供

必要な人に必要なサービスが提供されるよう、広報紙やホームページを活用し、各種制度やサービスに係る情報を提供するとともに、事業所や障害者団体、医療機関、相談員等、障害のある人の身近な場所や人等と協働し、さまざまな機会での情報提供に努めます。

#### ② 相談体制の充実

一人ひとりの状況に応じた相談対応により、適切な機関に結びつけることができるよう、関係機関との連携や調整に努めます。また、地域にどのようなニーズがあるのかを把握するために、障害のある人の困りごとが相談窓口まで届くよう、窓口の周知・啓発を進めます。

#### ③ コミュニケーション支援の強化

必要な人に必要な情報が提供されるよう、点訳、朗読、手話、要約筆記等、障害の特性に配慮した情報提供手段の検討を進め、障害のある人が不便なく、情報の取得や利用、意思疎通が図れる体制の強化に努めます。また、筑西市手話言語条例に基づき、「手話は言語である」ことの認識のもと手話の使いやすい環境の整備や手話の普及、手話を学ぶ機会の確保を推進するとともに、あらゆる分野の活動への参加促進に向けて、円滑なコミュニケーションの支援に努めます。

### (2) 権利擁護の推進

#### ① 成年後見制度の利用支援

判断能力が十分ではない人の法律行為を助ける成年後見制度について、申し立てに要する経費や、後見人へ報酬による援助を行う等、制度利用の促進と障害者の権利擁護に努めます。

#### ② 障害者虐待への対応

障害者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、「筑西市障害者虐待防止センター」を中心に、警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との連携を図ることで障害者及び養護者への支援体制の強化に努めます。また、広報紙やホームページ、ポスター、市窓口での広報、研修等を通して、障害者虐待防止法の周知と正しい理解の普及を図ります。

### ③ 差別の解消

障害を理由とした不当な差別が解消され、障害者の権利が守られるよう障害に関する正しい知識を地域に広げていくため、合理的配慮の促進に向けた啓発活動を推進していきます。

## (3)災害時の支援体制の整備

### ① 緊急時などの支援

災害発生時における要配慮者や避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、筑西市では令和3年1月に「筑西市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました(令和4年9月一部改正)。

筑西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、災害時における避難誘導・安否確認等の連携した実施に向けて、避難行動要支援者名簿登録の周知を図るとともに、居住地域の町内会・自治会、民生委員・児童委員等と情報を共有し、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を踏まえて連携していけるよう、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

### ② 防災・防犯対策の推進

防災・防犯面では、各自治会や自主防災組織等を中心に見守り活動や災害時の要配慮者、避難行動要支援者の把握を進めます。また、支援を求めている人が適切な支援を受けられるよう、地域の声かけや安否確認、情報提供方法の検討等を進めます。

## 基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり

### 課題・方針

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で豊かに暮らすためには、障害の種類や程度、状況、年齢など、一人ひとりの特性に応じたきめ細かい支援と配慮が重要です。また、生活の基礎となる健康づくりや医療体制の充実に引き続き取り組むとともに、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から、適切な教育へとつなげる、切れ目ない療育・教育体制の整備が求められます。

本市では、健康診査や健康相談等の保健事業を実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。今後も、疾患を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションにつなげるため、保健・医療・福祉の連携強化が求められます。

障害児への支援については、早期からの障害の認識及び対応を進め、一人ひとりに合った支援や教育を提供できるよう、保健・医療・福祉・教育等各分野の連携促進と相談機能の強化が求められます。また、子どもの発達段階や必要な支援を家庭や学校が共有し、障害への理解のもと、地域が共に取り組むことで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めることが重要です。

障害のある人が地域の中で安全・安心な生活をおくるためには、サービスの提供と生活環境の整った住まいの確保が必要です。平成30年施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正をふまえ、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などが図られてきました。

また、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務が明記されるなど、支援体制づくりに向けた環境整備も進んでいます。

障害の状態や障害者のライフステージ等、障害者一人ひとりの状態やニーズに合わせた質の高いサービスを切れ目なく、円滑に提供できるよう、サービス提供事業者や関係機関等との連携のもと、サービス量の確保とサービス体制の充実にすることが必要です。また、難病等の特定疾患や重度障害、精神障害、発達障害などについても、引き続き、障害福祉サービス等の支援の充実や周知を図る必要があります。

## 施策の方向性

### (1)障害児の支援

#### ① 早期発見・療育体制の充実

集団検診等による早期発見や児童に係る関係者の情報共有を進めることで、子どもの発達段階に合わせたきめ細やかな支援や一人ひとりに合った保健や療育のスムーズな提供に努めます。

#### ② 特別支援教育後の支援の強化

特別支援教育を修了した障害のある子どもが、就労に加え多様な進路を選択できるよう、自立訓練の充実等、進路選択の支援に努めます。

### (2)医療・保健の充実

#### ① 健康づくりの推進

成人集団検診や特定健診、健康相談の実施により、疾病の予防あるいは早期に発見することで、適切な治療やリハビリテーションに結びつけられるよう、支援体制の充実や保健・医療・福祉の連携に努めます。

#### ② 難病患者への支援

障害者の定義の広がりにより、難病患者や高次脳機能障害等も障害分野での支援が求められます。新たに障害福祉サービスの対象となった疾病等については、制度の周知を進めるほか、相談窓口の充実や難病患者福祉手当助成の実施により、難病患者への支援を進めていきます。

#### ③ 精神・発達障害施策の充実

障害の早期発見により、乳幼児から成人期のいずれの年代や状況においても、専門の医療機関等との連携により適切な支援が提供できる体制づくりに努めます。また、身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、地域の支援機関への指導や障害理解への啓発に努めます。

### (3)障害福祉サービスの充実

#### ① 障害者福祉サービスの充実

身近な地域で必要なサービスが提供されるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、サービスの内容や利用手続き等の周知に努めます。また、各種関係機関等との連携や福祉人材の確保によるサービスの充実に取り組みます。

#### ② 安心な住まいの確保

生活環境の整った住まいの確保や環境整備に向けて、住宅改修費助成や重度障害者リフォーム助成等の周知と利用促進を図ることで、住宅改修の経済的な負担の軽減に努めます。

また、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者等の地域生活を支援するため、地域の実情に応じた地域生活支援拠点の整備に向けた取組を検討します。

## 第6章 筑西市障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1 成果目標の設定

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方(令和8年度末の目標)	
地域移行者数:令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。	
施設入所者数:令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。	
筑西市の考え方	
国の指針に基づき、令和8年度末における成果目標を次のように設定します。	

#### ■実績

項目	令和4年度 末現在
地域生活移行者数	0人
施設入所者数	136人

#### ■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
地域生活移行者数の増加	8人	令和4年度末現在の施設入所者数(136人)の6%以上(8人)と設定します。

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方(令和8年度末の目標)
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
精神病床における1年以上入院患者数
精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
筑西市の考え方
国の指針に基づき、令和8年度末における成果目標は定めません。

### ■実績

項目	令和4年度 末現在
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	1か所

### (3)地域生活支援の充実

国の考え方(令和8年度末の目標)
各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
筑西市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえつつ、市の実績や実状を加味し、令和8年度末における成果目標を次のように設定します。

#### ■実績

項目	令和4年度 未現在
地域生活支援拠点等の整備	1か所
運用状況の検証	0回/年

#### ■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
地域生活支援拠点等の確保・充実	実施	地域生活支援拠点の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能の充実を図ります。
機能充実に向けた、運用状況の検証・検討	1回/年	地域生活支援拠点の運用状況を、年1回検証・検討します。
強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備	構築	支援ニーズを把握し、市/圏域において、支援ニーズの把握や支援体制の整備を進めます。

## (4)福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方(令和8年度末の目標)
一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上及び概ね 1.28 倍以上をめざすこととする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。【新規】
就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。
筑西市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえつつ、市の実績や実状を加味し、令和8年度末における成果目標を次のように設定します。

### ■実績

項目	令和3年度 末現在	令和4年度 末現在
一般就労移行者数	6人	3人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	5人	2人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	-%	-%
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人	0人
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	1人
就労定着支援事業の利用者数	2人	2人
就労定着率が7割以上の事業所の割合	-%	-%

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
一般就労移行者数	7人	令和3年度実績の1.28倍の7人と設定します。(国基準:1.28倍以上)
うち、就労移行支援事業の利用者数	6人	令和3年度実績の1.31倍の6人と設定します。(国基準:1.31倍以上)
うち、就労継続支援A型事業の利用者数	1人	令和3年度実績の1.29倍の1人と設定します。(国基準:1.29倍以上)
うち、就労継続支援B型事業の利用者数	1人	令和3年度実績の1.28倍の1人と設定します。(国基準:1.28倍以上)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を50%と設定します。
就労定着支援事業の利用者数の増加	2人	令和3年度実績の1.41倍の2人と設定します。(国基準:1.41倍以上)
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	50%	就労定着率が7割以上の事業所を50%と設定します。(国基準:全体の2.5割以上)

## (5)障害児支援の提供体制の整備等

国の考え方(令和8年度末の目標)
児童発達支援センターを各市町村／圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村／圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
筑西市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえつつ、市の実績や実状を加味し、令和8年度末における成果目標を次のように設定します。

### ■実績

項目	令和4年度 末現在
児童発達支援センター設置数	0か所
保育所等訪問支援体制の構築	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	有
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	1か所

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	筑西市内(又は圏域)に1か所以上設置します。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築	児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核機能を充実し、保育所等育ちの場において、連携、協力しながら、支援を行う体制を構築します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	筑西市内(又は圏域)に1か所以上設置します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	筑西市内(又は圏域)に1か所以上設置します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8人	筑西市内(又は圏域)に1人以上設置します。
医療的ケア児が適切な支援を受けるための協議の場を設置	設置	筑西市内(又は圏域)に1か所以上設置します。

## (6)相談支援体制の充実・強化等

国の考え方(令和8年度末の目標)
各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
筑西市の考え方
基幹相談支援センターは設置済みで、今後は地域の相談支援体制の強化に努めます。個別事例の検討を通じて、地域における障害者の支援体制の基盤整備を推進します。

### ■実績

項目	令和4年度 未現在
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援を実施する体制の確保	有

### ■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
基幹相談支援センターの体制強化	体制強化	基幹相談支援センターの体制及び機能強化を図ります。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための協議会の体制確保	確保	個別事例の検討を通じて、地域における障害者支援体制の整備を着実に進めます。

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の考え方(令和8年度末の目標)
令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
筑西市の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるため、県等が実施する研修等への参加を通じて、理解の向上を図ります。 障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用状況の把握・検証を行います。

### ■実績

項目	令和4年度 末現在
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	有

### ■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
サービスの質の向上のための体制構築	実施	都道府県等が実施する研修等への参加を通じて、理解の向上を図ります。 障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用状況の把握・検証を行います。

## 2 障害福祉サービス等の見込み量

### (1)訪問系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間/月	1,238	1,284	1,329	1,376
	実人数/月	79	82	85	88
重度訪問介護	利用時間/月	264	264	264	264
	実人数/月	1	2	3	3
同行援護	利用時間/月	19	19	19	19
	実人数/月	3	3	3	3
行動援護	利用時間/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用時間/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0
合計	利用時間/月	1,521	1,567	1,612	1,659
	実人数/月	83	87	91	94

#### ■確保のための方策

介助者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障害者の増加などを踏まえ、地域で安心して生活できるよう必要量を見込みます。

地域で自立した生活を支える訪問系サービスの基盤整備に向けて、市内の事業所を中心に質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供体制の整備及び事業所との連携を図ります。

## (2)日中活動系サービス

### ■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	希望や能力・適正に応じて、就労先を選択する上での支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、就労の支援を行います。(令和7年10月1日施行予定)
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労への移行に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数/月	5,775	5,756	5,737	5,719
	実人数/月	277	285	293	302
うち、重度障害者の利用	利用日数/月	934	1,000	1,072	934
	実人数/月	43	43	44	43
自立訓練 (機能訓練)	利用日数/月	16	16	17	17
	実人数/月	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数/月	188	170	153	139
	実人数/月	12	12	13	13
うち、精神障害者の利用	利用日数/月	165	154	121	130
	実人数/月	11	11	11	11

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用日数/月	281	324	342	342
	実人数/月	15	18	19	19
就労選択支援 【新規】	利用日数/年	—	—	90	105
	実人数/年	—	—	30	35
就労継続支援 (A型)	利用日数/月	1,471	1,490	1,509	1,528
	実人数/月	75	76	77	78
就労継続支援 (B型)	利用日数/月	4,517	4,520	4,523	4,526
	実人数/月	247	253	258	264
就労定着支援	利用日数/月	1	1	1	1
	実人数/月	1	1	1	1
療養介護	利用日数/月	344	344	344	344
	実人数/月	12	12	12	12
短期入所 (福祉型・医療型)	利用日数/月	292	300	309	318
	実人数/月	32	33	34	35
うち、重度障害者 の利用	利用日数/月	0	1	1	1
	実人数/月	2	4	4	4

※強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする人等を重度障害者とします。

#### ■確保のための方策

今後、地域生活への移行が進むことにより、日中活動系サービスの需要の高まりが予想されます。現在サービスを利用している人をはじめ、入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生等が障害の程度や状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、サービス事業所との連携を図り、サービスの必要量の確保に努めます。

障害者の就労の機会を拡大し、安心して働き続けられるよう、関係機関と連携し、民間企業や事業所での障害者就労に対する理解の促進を図ります。

### (3)居住系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用している人で一人暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報提供や相談・援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人数/月	1	1	1	1
うち、精神障害者の利用	実人数/月	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	152	163	174	186
うち、精神障害者の利用	実人数/月	80	85	91	97
うち、重度障害者の利用	実人数/月	4	5	6	6
施設入所支援	実人数/月	139	142	145	147

※強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする人等を重度障害者とします。

#### ■確保のための方策

入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、在宅生活における支援の強化を図ります。

地域生活移行に伴う需要の高まりへの対応や自立生活援助に伴い、広域的な取組の中で、サービス事業所に対して事業の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の構築・確保に努めます。

## (4)相談支援

### ■内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人数／年	1,742	1,762	1,783	1,803
地域移行支援	実人数／年	0	1	1	1
うち、精神障害者の利用	実人数／年	0	1	1	1
地域定着支援	実人数／年	0	1	1	1
うち、精神障害者の利用	実人数／年	0	1	1	1

### ■確保のための方策

障害福祉サービスを利用する人に適切なサービス提供が行われるよう、適切なサービス等利用計画の作成からモニタリングに取り組みます。また、対象となる人の把握と個々の状態に合わせたサービス提供に向けて、質の高いサービスの提供が行われるよう、相談支援専門員の段階的な増員やサービス事業所との連携を図ります。

## (5)障害児への支援

### ■内容

サービス名	内 容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	上記3つのサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数/月	858	1,009	1,188	1,392
	実人数/月	130	153	180	211
放課後等デイサービス	利用日数/月	3,200	3,712	4,300	4,979
	実人数/月	250	290	336	389
保育所等訪問支援	利用日数/月	5	6	7	8
	実人数/月	5	6	7	8
障害児相談支援	実人数/年	1,100	1,161	1,226	1,294
居宅訪問型児童発達支援	利用日数/月	0	8	12	18
	実人数/月	0	2	3	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	7	7	8	8

### ■確保のための方策

障害児支援の体制整備に向けて、障害児支援の利用状況やニーズの把握を行い、市内の事業所を中心にサービス提供体制を確保し、事業所や関係機関との連携の強化に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援をコーディネートする相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進するなど、多職種が連携し、医療的ケア児の暮らしを支援できる体制づくりを進めます。

## (6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	57	57	57	57

### ■確保のための方策

保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障害者の地域移行や定着に向けて、共同生活援助や自立生活援助など、暮らしの基盤づくりに向けた支援を充実するとともに、地域と連携し、差別や偏見のない共生社会の実現をめざします。

## (7)発達障害者等に対する支援

茨城県では「茨城県発達障害者支援センター」を設置しています。社会生活への適応が困難な自閉症、発達障害の特性を踏まえ、生涯一貫したきめ細やかな支援を行うためこれらの障害を持つ方やその保護者の方からの相談に応じるとともに、家庭・保健・福祉・医療・教育機関等の関係機関連携の中心として、専門的支援のためのバックアップを行います。

サービス名	内容
ペアレントトレーニング	保護者等を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動の促進等を目的とした支援を行います。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした支援を行います。
ピアサポート活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みを共有する機会の提供を行います。

### ■見込み量

情報の周知等を通じて、受講者や参加者数が微増していくことを想定し、サービス量を見込みます。

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人/年	—	2	2	2
実施者数	人/年	—	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	—	1	1	1
ピアサポート活動の参加人数	人/年	5	5	5	5

### ■確保のための方策

障害の早期発見を通じて、適切な支援につなげます。

県が実施する、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習について、保護者等へ積極的に情報の周知を図ります。

障害のある人同士や家族同士によるピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人に対しても、必要な情報の提供に努めます。

## (8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修 への市町村職員の 参加人数	人/年	1	2	2	2
障害者自立支援審 査支払等システム による審査結果共 有体制の構築と実 施回数	回/年	12	12	12	12
県が実施する指導 監査の適正実施と 共有体制の構築及 び共有回数	回/年	21	21	21	21

### ■確保のための方策

県が実施する初任者向け研修や、権利擁護・虐待防止に関する研修等へ積極的に参加します。  
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、請求支払い事務の適正化に努めます。

## (9)地域生活支援事業

### 【必須事業】

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

##### ■確保のための方策

障害者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

##### ■確保のための方策

障害者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

### ③ 相談支援事業

#### ■内容

サービス名	内容
基幹相談支援センターの設置	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業所では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数	<p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援を行います。</p> <p>また、地域の相談機関との連携強化の取組や、個別事例の支援内容の検証を行います。</p> <p>基幹相談支援センターにおいて、障害福祉サービス利用のための支援等、地域の中核的な役割を担う専門職である主任相談支援専門員を配置します。</p> <p>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討を通じて、地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。</p>
基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援件数	
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施回数	
基幹相談支援センターによる個別事例の検証の実施回数	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有
専門的な指導・助言件数	件/年	10	10	15	15
相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	4	4	5	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	12	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	0	1	1	1
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	専門部会の開催回数(回/年)	15	16	16	16

■確保のための方策

障害者の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備するとともに、相談支援事業所との連携を強化し、障害者に必要な相談支援体制の構築を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害者に、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実人数／年	0	1	1	1

■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、関係機関・団体と連携し、法人後見事業の実施に向けた検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語・そしゃく機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語・そしゃく機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所に設置します。

■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数／年	60	62	65	68
手話通訳者設置事業	設置人数／年	0	1	1	1

■確保のための方策

研修等を通じて人材の育成・確保に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### ■内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害者に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数/年	10	12	15	18
自立生活支援用具		20	22	24	27
在宅療養等支援用具		15	17	18	20
情報・意思疎通支援用具		6	7	7	8
排泄管理支援用具		2,400	2,462	2,525	2,589
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		4	4	4	4

### ■確保のための方策

障害者の自立した地域生活の実現や介助者の負担軽減のため、事業所と調整しながら、利用者の状況や特性に合わせた適切な日常生活用具の提供を進めます。また、障害者の増加や高齢化に伴い、在宅における医療的な支援ニーズが増えることも予想されることから、広報や相談支援事業等を通じた情報提供により、周知・利用促進に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### ■内容

サービス名	内容
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚に障害のある人の地域活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数/年	50	56	62	68

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を行います。  
また、研修については、国から定められるカリキュラム等のもと、市内の聴覚障害者団体・組織等と協力することで、日常生活に必要な手話を習得できるような研修内容の検討を進めていきます。

### ※手話奉仕員養成研修について

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的としています。

本市では、本研修を修了した者に対し、修了証の交付をしています。修了した者は、ボランティアとしての資格が得られ、今後、市事業に対してのボランティア活動等での活躍を期待しています。

## ⑨ 移動支援事業

### ■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	事業所数／年	12	13	15	16
	実人数／年	76	84	92	100

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、近隣市町村との連携により、安定したサービスの確保と質の向上を図ります。

## ⑩ 地域活動支援センター

### ■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害者に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	事業所数／年	2	2	2	2
	実人数／年	40	44	48	52

### ■確保のための方策

創作・生産活動を行う社会活動の場として、広域での連携も視野に事業の充実に努めます。また、地域活動支援センターの機能の周知・啓発活動に取り組み、サービスの利用促進を図ります。

## 【任意事業】

### ⑪ 日中一時支援事業

#### ■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害者などに、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	事業所数/年	39	42	45	49
	実人数/年	88	92	96	101

#### ■確保のための方策

事業所との連携のもと、地域で安心して生活ができる必要量を確保し、引き続き適切なサービスの提供に努めます。

### ⑫ 社会参加事業

#### ■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得した人に、自動車運転免許取得費用を助成します。また、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用を助成します。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数/年	4	5	6	7

#### ■確保のための方策

障害者の社会参加や社会復帰及び自己更生に向けて、広報や相談支援事業などを通じて必要な人への事業の周知と利用促進に努めます。

## (10)筑西市の単独扶助事業

### ■内容

サービス名	内容
在宅心身障害者自動車ガソリン費助成事業	心身障害者の日常生活又は機能回復訓練等事業への参加のために必要な自動車の運行に要したガソリン費を助成します。
在宅心身障害者タクシー料金助成事業	心身障害者が適切な医学的治療もしくは機能回復訓練又は各種福祉行事等への参加を確保するための一助として、その通院もしくは通所又は参加に要するタクシーの交通費を助成します。
在宅心身障害者紙おむつ支給事業	3歳以上65歳未満の身体障害者で、在宅においておむつを使用している者に対し、紙おむつを支給します。
障害者手帳等診断書料助成金交付事業	障害者手帳等の交付申請のために診断書を必要とする者に対し、市予算の範囲内で診断書料を助成します。
難病患者福祉手当支給事業	難病患者とその家族の苦労に報いるとともに、その福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給します。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅心身障害者自動車ガソリン費助成事業	延人数/年	1,500	1,514	1,527	1,541
在宅心身障害者タクシー料金助成事業	延人数/年	220	230	240	251
在宅心身障害者紙おむつ支給事業	実人数/年	30	32	34	37
障害者手帳等診断書料助成金交付事業	件数/年	1,000	1,030	1,060	1,092
難病患者福祉手当支給事業	実人数/年	533	543	554	564

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等に配慮しながら、引き続き柔軟な支援を行います。

## 第7章 計画の推進

---

### (1)障害者の生活を支援する包括的なネットワークの構築

地域課題が複雑化・複合化する中、住民相互の助け合い・支え合いによる地域共生社会の実現には、制度や分野、組織等の枠組みを超えた支援体制づくりが重要です。障害者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないよう、医療機関や介護事業所、NPO 等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって、包括的な支援体制の構築を図ります。

#### ①庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図ります。

#### ②地域ネットワークの構築

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組めます。特に、医療・教育・雇用・施設関係や市民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の活用、地域関係機関の連携のあり方等について検討します。

#### ③国、県、近隣市町村との連携

障害者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障害者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請します。

更に、近隣市町村との連携のもと取組を推進します。

## (2) 推進体制の充実

本計画を実現するためには、行政だけではなく企業、NPO やボランティア等の組織・団体や個人、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携をすることで、社会全体として協働して取り組んでいくことが重要です。

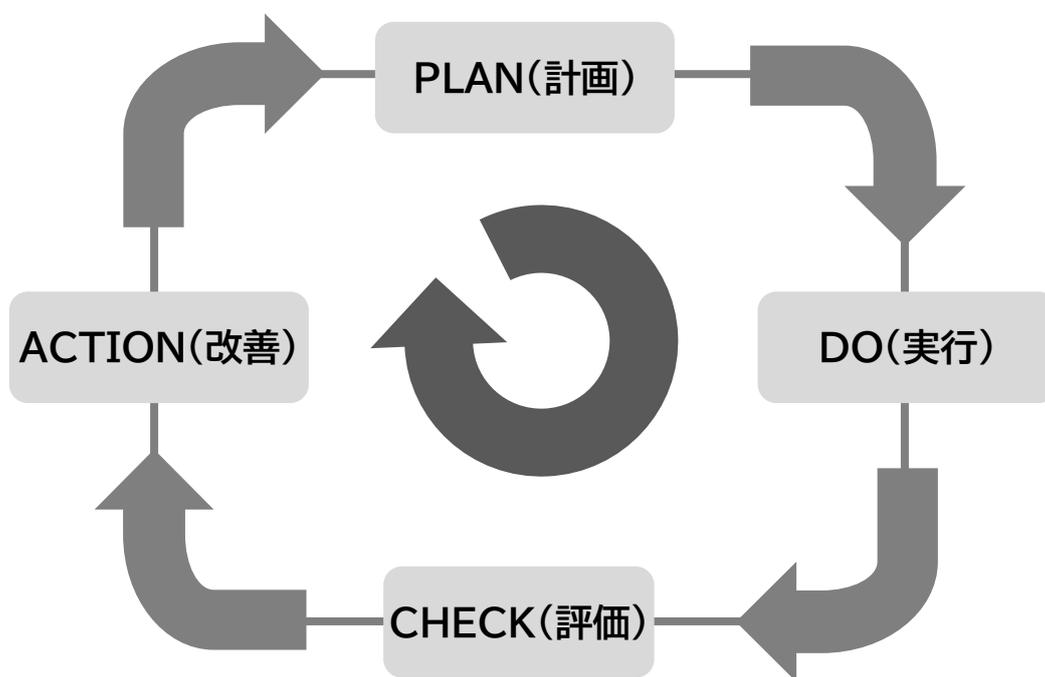
本市は、市民や各種組織・団体と連携しながら計画の実施に取り組むとともに、障害者を中心に市民のニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら、計画事業を実施します。

## (3) 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知

本計画の進行管理にあたっては、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画をめざします。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

### ■PDCA サイクルのイメージ



# 資料編

## (1)策定経過

### ■第7期筑西市障害者福祉計画の策定経過(令和5年度)

日程	内容
令和5年 8月1日	令和5年度第1回筑西市障害者地域自立支援協議会 ・計画策定について ・アンケート調査の実施について ・今後のスケジュールについて
8月7日～ 8月25日	障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査の実施
10月30日	令和5年度第2回筑西市障害者地域自立支援協議会 ・第7期筑西市障害者福祉計画(素案)について
12月19日	令和5年度第3回筑西市障害者地域自立支援協議会 ・第7期筑西市障害者福祉計画(素案)について
令和6年 1月18日～ 1月31日	パブリックコメントの実施
2月22日	令和5年度第4回筑西市障害者地域自立支援協議会 ・パブリックコメントの結果について ・第7期筑西市障害者福祉計画(案)について ・基幹相談支援センターに対する要望書の提出について

## (2)筑西市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成21年6月30日

市告示第105号

改正 平成28年8月5日市告示第150号

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「差別解消法」という。)第17条第1項の規定に基づき、筑西市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平28市告示150・全改)

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、その結果を市長に報告する。

(1) 次に掲げる総合支援法に規定する事項に関すること。

- ア 総合支援法第88条第1項の規定による筑西市障害者福祉計画の策定、変更、運用等について意見を具申すること。
- イ 総合支援法第89条の3第2項の規定による関係機関等の相互間における連絡体制の構築、情報の共有化及び連携の緊密化に係る協議を行うこと。
- ウ 地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うこと。

(2) 次に掲げる差別解消法に規定する事項に関すること。

- ア 差別解消法第10条第1項の規定による筑西市職員対応要領の策定等について意見を具申すること。
- イ 差別解消法第14条に規定する障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備について協議を行うこと。
- ウ 差別解消法第15条の規定による啓発活動について協議を行うこと。
- エ 差別解消法第18条第1項に規定する障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

(3) 支援等を行うことが困難な事例に係る対応等を協議すること。

(4) 地域における障害者福祉に係る人材その他の社会資源の育成等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか障害者福祉行政に関すること。

(平28市告示150・全改)

### (組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 障害者福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 教育関係者

- (4) 社会福祉関係者
- (5) 障害者福祉施設関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(筑西市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 筑西市障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成17年市告示第43号)は、廃止する。

附 則(平成28年市告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

### (3)筑西市障害者地域自立支援協議会委員名簿

■協議会委員

(敬称略)

	氏名	選出区分	団体名等	備考
1	古池 源造	障害者福祉関係団体	筑西地方家族会	会長
2	鈴木 隆雄	障害者福祉関係団体	筑西市聴覚障害者協会	
3	金沢 登	障害者福祉関係団体	筑西市関城身体障害者福祉協議会	
4	小松崎 聡	医療関係者	筑西市福祉事務所嘱託医	
5	正根寺 重枝	学識経験者	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
6	小倉 澄枝	障害者福祉施設関係者	社会福祉法人 慶育会	
7	正根寺 公平	障害者福祉施設関係者	医療法人 平仁会	
8	瀬端 毅	障害者福祉施設関係者	社会福祉法人 恒徳会	
9	上野 昌彦	社会福祉関係者	筑西市社会福祉協議会	副会長
10	西原 晋	教育関係者	茨城県立協和特別支援学校	
11	川面 高志	行政関係者	筑西公共職業安定所	
12	小森 久代	行政関係者	筑西保健所	
13	篠崎 正典	行政関係者	筑西市福祉事務所	

## (4)用語解説

	事項	内容
あ行	インクルーシブ	「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、一人ひとりの個別的なニーズに対して集団から排除せず、共に支え合い、包み込む考え方のこと。
	NPO	「 Nonprofit Organization 」又は「 Not-for-Profit Organization 」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(NPO 法人)のことを指す。
か行	学習障害 (LD: Learning Disabilities)	基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害。
	権利擁護	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの自己の権利を表明することが困難な人に対し、代理人による支援などを通して、その人の権利を守ること。
	高機能自閉症	高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
	高次脳機能障害	主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害などで脳の損傷部位によって特徴がでる。
	合理的配慮	障害のある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。具体的には、障害者が社会生活をするうえで直面する事物、制度、慣行、観念などの障壁(バリア)を取り除くことで、障害者が障害を持たない人と同じことができるように、「負担が重すぎない範囲」で対応すること。
さ行	持続可能な開発目標(SDGs)	SDGs(エスディーズ)とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択され、2030(令和12)年までに達成すべき国際目標のこと。17のゴール(目標)とそれに連なり具体的に示された169のターゲットから構成された国際社会全体の共通目標がある。
	指定難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

	事項	内容
さ行	児童発達支援センター	児童福祉施設として定義されるもので、地域の障害者やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられる。
	自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言葉の発達の遅れや対人関係の困難さ、手順等に強いこだわりや固執を示す等の症状がある発達障害の一種と考えられている。ただし、知的障害を伴わない場合、言葉の発達の遅れがない場合がある。
	手話通訳士	厚生労働大臣認定の社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する、「手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)」に合格することで得られる資格。活躍の場は医療や福祉、司法や教育など幅広い。
	手話通訳者	手話通訳を行う者で、全国手話研修センターが実施している手話通訳者全国統一試験に合格した者。 「手話で日常会話ができる」と「手話通訳ができる」ということは別のこと。手話通訳ができるとは、日本語を手話に変え、手話を日本語に翻訳できる通訳技術を身につけた者。 聞こえない人と聞こえる人の間に立ち、聞こえない人が社会のあらゆる場面で主体的になれるよう専門的な技術と知識を駆使して通訳を行う専門職であることをいう。
	手話奉仕員	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術に関する講座を修了した者。市では、修了者に修了証を交付している。
	障害者虐待防止法	障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。平成 24 年 10 月に施行された。正式名称を、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。
	障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講じる法律。障害者自立支援法にかわる法律として平成 25 年4月から施行される。
	障害者優先調達推進法	国や地方公共団体などが物品等の調達にあたり、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達することにより、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立の促進を図ることを目的に制定されました。
	小児慢性特定疾病	小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。

	事項	内容
さ行	身体障害者手帳	身体障害者が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、更に障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に分けられる。
	ストーマ	消化管や尿路の疾患などにより腹部に便を排泄するために造設された排泄孔のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。大きく分けて消化管ストーマと尿路ストーマがある。消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工膀胱とも呼ばれる。
	精神障害者保健福祉手帳	平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
	成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
	ソーシャル・インクルージョン(social inclusion)	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。
た行	地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
	特別支援学校	特別支援学校は、視覚・聴覚・知的障害者や肢体不自由の人、又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている(学校教育法第72条)。教育活動は、特別支援教育の理念に則って行われる。特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部の専攻科があり、入学資格(学齢など)は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等学校の専攻科に準じている。
	特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害児の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

	事項	内容
な行	ネットワーク	網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。
	ノーマライゼーション	障害のある人や社会的な援助を必要とする人を特別視するのではなく、社会の一員として、お互いに尊重し合い、支え合いながら、誰もが暮らしていけることが正常(ノーマル)な社会のあるべき姿である、という考え方。
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群そのほかの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)そのほかこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	障害者が社会参加をしていくうえで障壁(バリア)となるものを取り除くこと。障害者の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。
	避難行動要支援者	高齢者、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人等といった災害時に1人で避難することが難しく、避難行動や避難生活において配慮を要する人のこと。
ま行	モニタリング	サービス等計画に対する確かなアセスメントができていないか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。
や行	ユニバーサルデザイン	施設や道具、仕組みなどが、全ての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。
	要約筆記	聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える方法のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍も速くて全ては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。
ら行	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳。障害の程度は、マル A 判定が最重度、A 判定が重度、B 判定が中度、C 判定が軽度となっている。
	レスパイト(respite)	「小休止」「ひと休み」「息抜き」といった意味の英語。在宅介護をする介護者の事情(介護者の休息のほか、病気、入院、出産、冠婚葬祭、旅行など)で一時的に在宅介護が困難になる場合に、短期間の入院を利用して介護者の負担軽減をめざす仕組み。





ちくせい SDGs

---

## 第7期筑西市障害者福祉計画

---

発行:令和6年3月

編集:筑西市 保健福祉部 障がい福祉課

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

電話:0296-24-2105

F A X:0296-25-2401

U R L:<http://www.city.chikusei.lg.jp/>